

この法律の施行期日は、昭和五十七年十月一日
といたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及
びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願い申し上げます。

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○石井委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○石井委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。上原康助君。

○上原委員 まず、法案の内容についてお尋ねす
る前に、先ほど池田官房副長官から三公社五現業
に対する年度末手当の支給についての政府の御見
解が述べられましたが、これとの関連で、いまの
官房副長官の述べられた御見解は、政府の統一見
解といいますか、確たる御見解だと受けとめてい
いかどうか、もう一度確認をしておきたいと思います。

○池田政府委員 そのようにお受け取りいただき
て結構でございます。

○上原委員 そういたしますと、先ほども、巻間
いろいろの話も漏れ伝わっておるがというような
言い分でしたかと思うのですが、昨日ですか、内
閣審議官室の石川審議官が御発言をしておりま
す。引用するまでもないと思うのですが、重要な
問題でありますので改めてお尋ねをしておきたい
のですが、「本日の国会対策委員長会談において期
末手当に関し、自主交渉で決められるべきものと
の考え方方が示され、組合側は、これを受けて労使
交渉でなんでも決めればよいと受けとめているよ
うであるが、政府の考えは、同会談で配布したメ
モにあるとおり、国家公務員に準じて何らかの抑
制措置がとられるのが望ましいとの、これまでの
基本的な考え方何ら変りはありません。」このこと
は打ち消したということでおろしいですね。

○池田政府委員 政府の見解は先ほど申し述べ
ましたとおりでございます。

したとおりでございます。

○上原委員 ですから、この発言というものは否
定された、なかつたものとして受けとめてよいと
いうことと、労使の自主交渉で決めるということは
に政府は介入する考え方ではない、このことを改めて
明らかにしていただきたいと思います。

○池田政府委員 政府の見解は先ほど申し述べ
たとおりでございましたし、また、労使の自主交渉を
通じて決せられるべき筋合のものであると私ど
もは承知しておるわけでございます。

○上原委員 そこで、せっかく国対委員長会談で
申し合わせて政府としても介入するつもりはないと
言ひながら、一方においてはそういう発言をする
ということは、やはり問題を解決していくための
プラスにはならないですね。そういう意味で先ほ
どの副長官答弁はまだ納得いきがたい面も若干
ありますけれども、ぜひひとつ早急にこの問題が
解決できるように、特段の御配慮を要求をしてお
きたいと思います。

そこで、いま政府からそういう御見解があつた
ので改めてお尋ねするまでもないかと思うのです
が、郵政大臣は、御承知のように郵政、電電の所
管大臣でございます。また、先ほどもございまし
たけれども、せつかり昨年の仲裁裁定を完全実施
するということが約束をされ、すでに新賃金ベー
スに基づいて、夏期、年末手当が支給されたのも
御案内のとおりであります。

そういうことと、もう一つは、最も肝心な点は
やはり労使関係だと思うのです。今日いろいろ
言われております問題等を考えても、労使の健全
な維持発展というものがいかに大切かということ
は指摘をするまでもないと思うのです。せつかり
郵政当局と全通との関係が正常化をして、いろい
ろな面で健全な方向に労使関係あるいは業務の遂
行がなされているという今日、この年度末手当を
めぐつて労使関係がうまくいかないとなると、
単なる郵政と組合との関係じゃなくして、国民
的立場から考えて多大な損失を招きかねない大
きな要因があると思うのです。そういう面からし

ても、担当大臣としては、労使交渉でということ
は、要するに新賃金ベースに基づいて速やかに年
度末手当を支給できる措置を講ずる意欲を示され
てしかるべきじゃないかと思うのですが、郵政事
業は、その御見解をお聞かせいただきたいと思
います。

○箕輪国務大臣 私は郵政事業を所管しておりま
す。また、郵政事業三十一万の職員、それから所管
している電電公社三十三万の職員、これはもうそ
とんどが人手による事業をやっているわけでござ
います。

○箕輪国務大臣 今までございません、これは一番重要なことで
あります。ただいまの年度末手当につきましても、本年一
月二十日に組合から要求書が提出されておりま
す。ただいま慎重に検討中でございますが、省と
しては、その事業の業績などを勘案し、関係当局
と協議の上、従来の慣行に従い、労使の自主交渉
によってできるだけ早期に円満に解決を図
りたいと考えているところでございます。

○上原委員 お立場はわかりますし、またお考
えになつておられることがある程度推測できる感じ
もしますが、しかし事は大変せつば詰まつて
ののです。

○上原委員 お立場はわかりますし、またお考
えになつておられることがある程度推測できる感じ
もしますが、しかし事は大変せつば詰まつて
ののです。

○遷田(茂)政府委員 お答え申し上げます。
電気通信審議会を設置するに至った経緯等でご
ざいますが、電気通信審議会設置に当たりまして
は、さきの電気通信政策局を当委員会でお認めをい
ただいたわけでございますが、その際に附帯決議
がございまして、審議会のようなものを設けまし
て、電気通信政策局といふものの万全を期するよう
にという附帯決議をいたいたわけでございます
し、また国会の当委員会における御審議等におか
れましたでもそういう御質問がございまして、郵政
の大変むずかしい。そういう意味で関係者もい
ろいろ御努力をなさつておると思うのです。した
がつて、いまの大臣の御見解というものは、そ
ろまでに決定を見ない、この年度内支給とい
うことも十分考慮に入れて郵政、電電公社を
含めた早期決着を郵政当局としては図つていく、
そのように理解をしてよろしいか、もう少し歎切
れよくお答えをいただきたいと思うのです。

○箕輪国務大臣 大体理解できるような気もする
という上原先生のお言葉でございます。そのよう
に私も理解しておりますので……。

○上原委員 まあ力のある郵政大臣ですので期待
をしていましたから、ひとつ関係者の期待を無にし
ないようにといいますか、何といつても郵政事業
にしましても電電事業にしましても、この人間関
係、労使の関係というものが大切だということは
先ほどお述べになりましたので、そういう面でぜ
ひひとつ早急な解決を図るように、改めて強くこ
の点については御要望申し上げておきたいと思
います。

○遷田(茂)政府委員 そこで、先ほど法案の趣旨説明がなされたわけ
ですが、まず最初にお尋ねしたいことは、今回、
郵政審議会を改組し、さらに有線放送審議会を廢
止して、新しく電気通信審議会を設置するとい
うことになつていいわけです。いろいろ理由につ
いて御説明がありましたが、その内容は逐次お尋
ねをすることといたしまして、電気通信審議会の
設置をせざるを得なかつた経過といいますか、あ
るはまた設置をするまでの経緯について御説明
をいただきたいと思います。

○遷田(茂)政府委員 お答え申し上げます。
電気通信審議会を設置するに至った経緯等でご
ざいますが、電気通信審議会設置に当たりまして
は、さきの電気通信政策局を当委員会でお認めをい
ただいたわけでございますが、その際に附帯決議
がございまして、審議会のようなものを設けまし
て、電気通信政策局といふものの万全を期するよう
にという附帯決議をいたいたわけでございます
し、また国会の当委員会における御審議等におか
れましたでもそういう御質問がございまして、郵政
の大変むずかしい。そういう意味で関係者もい
ろいろ御努力をなさつておると思うのです。した
がつて、いまの大臣の御見解というものは、そ
ろまでに決定を見ない、この年度内支給とい
うことも十分考慮に入れて郵政、電電公社を
含めた早期決着を郵政当局としては図つていく、
そのように理解をしてよろしいか、もう少し歎切
れよくお答えをいただきたいと思うのです。

○箕輪国務大臣 気通信政策局が発足いたしました。
つきまして郵政大臣の私的諮問機関として懇談会
を設けまして、そこにお詫びをしたことがござ
いました。その中の提言におきましても、こういうよ
うな審議会というものを設けまして、今後ますま
ず重要性を増していく電気通信のあり方につい
て、政策目標というものを的確にかつ幅広く長期

的な視野に立つて検討すると同時に、行政の方についても公平かつ能率的な運営を図るようにならなければなりません。そこで、そういう御提言をいただいたところでございまして、そいつたもろもの事情、状況というものを踏まえまして、今日あるいはこれから将来にわたる電気通信行政のあり方といふものに万全を期するよう審議会の設置を御提案申し上げているところでございます。

○上原委員 私はそりいした経過については少しばかりこう眺めてみたのですが、そうしますと、従来の郵政審議会では十分電気通信関係の業務についてあるいはまた情報化社会に向けての万全の措置がとり得にくい面があつて、新しい審議会の設置の必要性が出てきました。これはおっしゃいますように、政策局設置のときにもいろいろ議論をした経緯もございます。

そこで、従来の郵政審議会の中で電気通信部会

というのがあつたわけですね。そこでは、電気通

信事業に関するのどういう事項が審議されてお

たのか、どのくらいの回数でどういう問題が主に從

来は審議されておつたのか、ますその点をもう少

し明らかにしておいていただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 郵政審議会は、郵政三事

業、郵便あるいは郵便貯金あるいは簡易保険、年

金という三事業の重要な事項について御審議をいた

だしているほかに、ただいま問題になつております電気通信行政についても御審議をいただいている

わけでございまして、部会の構成といたしまし

ては、郵便部会、それから貯金部会あるいは保険部

会のほかに、電気通信部会といふものを設けてお

ります。ここにおきまして電気通信関係のことにつきましてもいろいろ御審議をいただいている

わけでございます。

たとえば、五十六年度におきましては公衆電気

通信役務の料金の認可等につきましていろいろ御

審議をいただいております。さらに、電子計算機

利用高度化計画案といふようなことについてもい

ろいろ御審議をいただいております。

そのほか、認可料金以外にも公衆電気通信役務の

主な料金等についても御審議をいただくといふことを通例にいたしておりますが、國內以外にも、国際電話料金といふようなことにしても御審議をいただくというようなことを電気通信部会では行つてゐるところでございます。

○上原委員 そこで一つは、今回は電気通信行政部門を一元化していくためにこの審議会が設置されることになるうかと思うのですが、その性格なり役割り、任務についてはまだお尋ねをしていきますけれども、郵政審議会そのものは若干規模が縮小されるわけですね、今回の改組によつて。

そこで、これも確かめておきたいわけですが、郵政三事業の分野というか業務については、この改組によつていささかの支障もない、こういうふうにお考へなつか、その点はどうなのが明らかにしておいていただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 今回の組織改正によりまして、郵政審議会は郵政省の所掌事務のうちもっぱら郵政事業にかかる分野のみを調査審議するということになるわけございますが、この改組に当たりまして、全体としての委員定数の増加というものを抑制しなければならないという現下の厳しい行政財政事情というものがございまして、従来の郵政審議会の委員に比しまして、新しい改組された郵政審議会の委員といふものは、定数がある程度縮減するということはやむを得ないというふうに考へております。しかし、このことが審議会の弱体化または形骸化につながるということがあつてはならないと思ひますし、改組後の郵政審議会につきましては、委員及び専門委員の適任者の選任とか、あるいは部会の有効的な活用といふようなことを十分配慮いたしまして、従来同様、郵政事業についての重要な課題についての十分な調査審議をお願いをすることを期待をいたしているところでございます。

○上原委員 行政管理庁おいでだと思うのです。私はこの審議会の必要性あるいは設置に反対と

いう立場でお尋ねをするつもりはありませんが、

ただ問題は、最近いろいろ行政改革の問題が大変後ろ向きになりはしないかという懸念が持たれております。そこで、先ほど申し上げましたように、確かにスクラップ・アンド・ビルトには間違つたといふことも、先ほど郵政省の官房長の方からお話をございました。これにつきましては、郵政審議会の方は、この際、郵政現業と申しますか三事業、すなわち郵便、貯金、保険といふものに専化することが適當ではないかというふうな基調というのがあるわけですが、それにしてもさつきもありましたように、五十五年には経理局をなくして経理部にして、電気通信政策局といふもの設置をした。今回また、電気通信審議会というものを設置をする。郵政省には大変好意的なよう感じもするわけですね。そこいらのいきさつはどうなのか。われわれ社会党は從来から、国民のニーズあるいは必要性のあるものについては、新しい審議会というものを設置をする。郵政省には大変好意的に考へなつか、その点を明瞭かにされからいろいろの行政改革にかかる問題等を審議をしていく過程で、行管の見解も聞いておかなければいけないと思いますので、その点を明らかにしておいていただきたいと思います。

○佐倉政府委員 いまの先生のお話でござりますけれども、特にこの電気通信審議会の設置に当たればいかないと思いますので、その点を明らかにしておいていただきたいと思います。

それで、この電気通信審議会の設置を私どもが、ちよつとだけ確かめておきたいのです。

私はこの審議会の必要性あるいは設置に反対と

いう立場でお尋ねをするつもりはありませんが、

るいは国際化への対応といったような問題が山積しているということが一つでございます。

それから一方、郵政審議会との関係でございますが、当審議会は、有線放送行政の重要性にかんがみまして、その公正を確保するということのた

めに、確かにスクラップ・アンド・ビルトには間違つたといふことも、先ほど郵政省の官房長の方からお話をございました。これにつきましては、郵政審議会というところで電気通信に関する御審議があつたといふことも、先ほど郵政省の官房長の方からお話をございました。これにつきましては、郵政審議会の方は、この際、郵政現業と申しますか三事業、すなわち郵便、貯金、保険といふものに専化することが適當ではないかというふうな基調というのがあるわけですが、それにしてもさつきもありましたように、五十五年には経理局をなくして経理部にして、電気通信政策局といふもの設置をした。今回また、電気通信審議会というものを設置をする。郵政省には大変好意的なよう感じもするわけですね。そこいらのいきさつはどうなのか。われわれ社会党は從来から、国民のニーズあるいは必要性のあるものについては、新しい審議会というものを設置をする。郵政省には大変好意的に考へなつか、その点を明瞭かにされからいろいろの行政改革にかかる問題等を審議をしていく過程で、行管の見解も聞いておかなければいけないと思いますので、その点を明らかにしておいていただきたいと思います。

それで、この電気通信審議会の設置を私どもが、ちよつとだけ確かめておきたいのです。

私はこの審議会の必要性あるいは設置に反対と

いう立場でお尋ねをするつもりはありませんが、

るいは国際化への対応といったような問題が山積しているということが一つでございます。

それから一方、郵政審議会との関係でございますが、当審議会は、有線放送行政の重要性にかんがみまして、その公正を確保するということのた

めに設置されたものでございます。有線テレビジョン放送施設の設置許可に係る審議などを競争行ついただきまして、現在まで重要な役割りを果たしているわけでございます。

審議状況でございますが、五十六年度におきま

しては十三回の開催、三十三件の諸問題について御

審議をいただいたところでございます。

○上原委員 重要性という面では、これもなくしてはいけないということにもなるわけですね、皆さんからすると。しかしこれは廃止をする。もちろん電気通信審議会の中で、その部会ですか、を設けておやりになるということですが、やりくりしなければ新しいのが設置できないということではわかります。そういうやり方については、行管の方もまあしようがないやといつてお立場のような感じがするし、郵政省の方も、経緯があるのだからどうしても設置をというような感じもしないわけではありません。しかし、私たちもそのことを否定しているわけじやありませんので、これ以上は触れません。

そこで、趣旨説明の中にもありますけれども、「電気通信の重要性」とは具体的に一体どういうことを指しているのか。重要性と言つたら、重要でないものはないよね、表現の上では。重要なと⾔うと何でもそう見えたりするのだ、玉虫色に見えたりして。

それともう一つは、「電気通信行政の公平かつ能率的な運営を図る」という具体的な中身はどういふものを指しているのか、この点などもぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 審議会設置の理由といたしております「電気通信の重要性」ということについておきます「電気通信の重要性」ということについて具体的にといふお話をござります。

最近、情報化時代といふことが言われているおかげでありますけれども、近年、企業活動はもとより、社会生活の各分野において情報の果たす役割が一段と重要性を増しつつあるわけござります。これに伴いまして、情報伝達の手段としての電気通信、これは電信電話を中心につ

たしまして国民生活の中に深く浸透いたしているところでございます。特に最近ではデータ通信の発展というものが著しいものがございまして、データ通信は、緊急医療の分野あるいは環境保全あるいは金融サービス、また生鮮食料品の流通等々、國民生活の各分野で重要な情報通信システムとして利用されているわけでございます。さらに今後の状態と、いうものを眺めてみますと、衛星通信あるいは光通信等の新しい通信メディアといふらうなもの実用化、さらにはファクシミリ通信が予定されておりまして、國民生活と電気通信は一層不可分なものとなりつつあるわけでございます。このような状況にかんがみまして、電気通信の重要性が今後とも増大していくものといふふうに認識をいたしていけるところでございます。

続いて「電気通信行政の公平かつ能率的な運営」という点でござりますけれども、「電気通信行政の公平かつ能率的な運営」を図るということは、近年における電気通信技術の著しい発展に伴つて

新しい通信メディアが生まれつつあること、また、電気通信というものが國民生活の中に広く普及することによって、電気通信行政のあり方が国に大きな影響を及ぼすとともに、この電気通信行政の企画、立案に際しまして各種の専門知識を導入するため、専門の方々からの御提言をいただきまして、これを行政施策に反映することによりましてその円滑な運営を図るとともに、重要な行政処分その他行政運用に際しましては、広く国民各層の意見を聞くことによってその公正な執行を確保することができる、またこういふ必要性があるとうふうに考えていくところでございます。

○上原委員 ここで、大臣にちよつと御見解を聞いておきたいのです。

いままで若干やりとりをいたしました。また、

常に遺憾なきを期したい、こう考えていふところ

でございます。

○上原委員 ここで、大臣にちよつと御見解を聞いておきたいのです。

いままで若干やりとりをいたしました。また、

常に遺憾なきを期したい、こう考えていふところ

でございます。

したが、通信委員会での今国会における郵政大臣の所信表明の中でも、随所にそういうことが指摘をされておりますね。「電気通信は、近年におけるその役割の増大と多様化の進展等に伴い、経済、産業、社会、文化等の広い分野において、広範かつ複雑な課題が生じております。」いまおっしゃつたデータ通信の自由化の問題、あるいはこ

こでも「電気通信行政の重要な性の増大にかんがみ、電気通信行政の一層公平かつ能率的な運営を図るため既存の審議会の再編成により、」云々、所管大臣としては、そういう情報化社会あるいは多様化していく電気通信事業についてどういうふうに御認識で、どういうふうに国民の期待にこたえていくこうしておられるのか、改めて御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○算橋国務大臣 ただいま先生がおっしゃつた

ように、電気通信は、近年におけるその役割の増大あるいは多様化の進展等に伴つて、経済、産業、社会、文化などの広い分野に大きな影響を及ぼすようになつてしまひました。これに対応して、電気通信行政の分野においても、いまお話しのありましたデータ通信あるいは画像通信等々の新しい通信手段が出てまいりました。電電公社の資材調達問題に見られたようなわが国の国際化の進展に伴つて、発生した諸問題など、広範かつ複雑な課題が同時に山積いたしております。

このような情勢のもとで、電気通信行政の一層の充実を図るために、昨年電気通信政策局の設置が不可欠であるとの見地から、もっぱら電気通信行政に関する事項を調査審議する電気通信審議会を設置することによって、國民生活に及ぼす影響の大きいこの電気通信行政の公平かつ能率的な運営に遺憾なきを期したい、こう考えていふところ

であります。かつ、電気通信行政の公平かつ能率的な運営のためにも資してまいりたいということになりました。かく、電気通信政策の策定あるいは各施策の展開に万全を期していきたいということです。

○澤田(茂)政府委員

電気通信審議会の性格、役割等でございますが、これは先ほど來御説明申

し上げておることと重複するかと思いますが、電気通信の近年における役割の増大、多様化、こういったことに関連をいたしまして電気通信分野におけるいろいろな山積をいたしております問題の解決のためにも、審議会におきまして各般の御意見をいただき、電気通信政策の策定あるいは各施策の展開に万全を期していきたいということです。

○上原委員 確かに、従来の郵政審議会のいわゆる郵政三事業と電気通信業務の重要な性あるいは業務の多様化、量の拡大、そういう面からすると、いまおっしゃいましたように専門的立場でそれを調査研究をし国民のコンセンサスを得ながらやつていくという必要性については、私は共通する面があると思うのです。それはおっしゃるとおりだ

と思います。

そうしますと、せっかくできるこの審議会の性格、役割が問題になつてくると思うのです。こ

れについてはどのよう構想をお持ちなのか、ま

たどういうふうに今後運用をしていかれようと

されるのか、その点が定かにされおりませんの

で、ひとつ御見解をお聞かせいただきたいと思

います。

思つておりますし、委員につきましては学識経験者のうちから郵政大臣が任命をするということにいたしたい。

なお、細部につきましては審議会御自身でお決めをいたぐことになるわけでありますけれども、十分な機能の發揮されることを期待をいたしまして、私どもいたしましても十分な調査審議のためのお手伝いをさせていただこう。こういうふうに考へておられるところでございます。

○上原委員 新しく設置されることになります電気通信審議会は二十人以内で構成をする。そうしますと、現在の郵政審議会の員数、構成員はどうなつておられるのか。それと有線放送審議会、この二つを合わせた員数が從来からの郵政審議会と電気通信審議会の委員の上限にあるいはなるうかと思うのですが、そちらの関係についても明らかにしておいていただきたいと思います。

○澤田(彦)政府委員 委員の定数二十名以内といふことにいたしておりますところでございますけれども、郵政審議会の現在委員をしていただいている方で電気通信部会に所属しておられる先生方がござります。さらに有線放送審議会の方で委員をしていただいている先生方、この有線放送審議会の先生方は七名でございますが、この七名と郵政審議会の委員の先生方、現在三十八名でございま

す。こういうふうに考へておるところでござります。

○上原委員 そこで、審議会の委員の任命権者は所管大臣になる、これは通常のあり方ですね。い

ますと盛んに重要性あるいは公平かつ効率的というこ

とを強調なさいました。問題は、そういう審議会に運営をしていくには、それなりの人材を確保といいますか、構成員にならなければいけないと

思つておられるのが、そういう観点からしますと、もちろんその構成は、専門的な知識をお持ちの方々、あるいは社会的に電気通信事業に明るいといいま

すが貢献、関与をしてきた方々が一応想定されるのが常識かと思つたのですね。あるいは、私のよう

な素人はよくわかりませんけれども、最近は人間

工学的な立場でいろいろ通信衛星を含めて考へ

いかなければいけないかね。そういうたより高度の技

術者といいますか専門的な分野の代表にならうか

と思うのです。

あわせて、先ほど来大臣も強調なさいました

が、この電気通信業務全般の国民的コンセンサス

を得、そのニーズ、期待にこたえていくには、や

はり私は電気通信業務全般について理解のある幅

広い層からの委員選出というものが当然あつてしまつたと思うのです。利用者の立場なりあ

るいはその職場の環境なり、働いている職員の理

解を得ている人々、当然そういう民主的構成の

運営をお考へになつておられると思うし、いま

が指摘したことについては恐らく反対ではな

い、いわゆる異なる意見をお持ちでないと思う

のですが、そういう面は十分考慮なさつて運営を

していかれると思うのですが、お聞かせをいた

きたいと思います。

大事な点ですから、この件については大臣の御

見解もお聞かせいただきたいと思います。

○笑輪国務大臣 委員の具体的な人選に当たりま

しては、電気通信行政のあり方が経済、産業、社

会あるいは文化など、広範な分野に大きな影響を

及ぼすことも考えながら、広く各界の有識者を網

羅して、審議会の構成が眞に国民を代表するのに

おさわしいものとなるよう、先生の御意見なども十分配慮の中に入れて考へていきたいと考えております。

○上原委員 ゼひひとつそういう御配慮をやるよう、関係者の意見を聞くように特段の御配慮を重ねて要望しておきたいと思います。

そこで、次に電気通信業務の重要性との関連で、先ほどちよと大臣あるいは官房長の方からお話をありましたが、今後の電気通信事業の将来展望と国際化の動向をどう見ておられるのかと

いうことです。電気通信政策局をつくって設置

をして、恐らくそういう面をいろいろ御検討なさ

ったと思うのです。昨年の八月に出された「八〇

年代の電気通信政策のあり方」これは政策懇談会

の提言のようですが、そういう中でもいろいろと触れております。そういう国際化の件について

は、わが国はどういうふうに対処していくか

うとするのか。

二点目に国民经济とのかかわりで先ほどもありましたが、やはり通信主権というか、いろんな問題が起きています。技術面が余り高度化す

るとそれを悪用する面も出てくる。メリットも多

いけれどもデメリットも出てきている。たとえば

オンラインの悪用問題あるいはその他にもあつた

かとも思うのです。そういう点、一方においては

非常に発達、進展していく、その国民生活にブ

ラスになる、利益をもたらすというだけではなく

して、その弊害もまた出てくる。当然防止策とい

うことも考へなければいけない問題ですね。

こういう面はどうしていかれようとするのか。

もう一点はプライバシー保護の確立の問題です

ね。これはせんぶつての電気通信政策局を設置す

るときの議論でも本委員会で岩垂先生なり私も若

干触れたのですが、プライバシー保護の問題につ

いては相当議論を重ねてまいりました。あのとき

も郵政省、行政管理庁、総理府で三者協議をし

ます。ここいらのことについてはこの二年間ど

のよう御検討なされ、今後どういう見通しがあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○守住政府委員 いま先生の方から、今後の展望を踏まえまして非常に大事な点について各般にわたくお触れになりましたが、まず第一の今後の電気通信の動向、国際化、国際性ということについて申し上げたいと思うわけでございます。

わが国は貿易立国で国際交流が活発化しておりますの伴いまして、国際通信というのがます量

的にも非常に著しい伸びを示しております。量的

に見ましても、国際電話につきましては最近十年

間に毎年二〇%以上というふうな程度の伸びを

これはいろいろ国際間の景気の影響等もございま

すけれども、平均しますと年二〇%程度の伸びを

示しております。今後も相当な需要の伸びが予

測されております。

それからまた、その通信手段につきましても、

国際的な通信衛星、インテルネットあるいは船舶

系の移動通信等のインマルサット、そういうふう

なもの、あるいは国際間の海底ケーブルというよ

うなものでの整備、国際間の緊密な連携というも

のが要請をされております。

それからもう一つは、今度は質の面でございま

すけれども、国際通信の分野におきましてもデー

タ通信等々の新しいサービスの展開が見られてお

りまして、この面からも非常に変容が著しい。

したがいまして、国際間の通信でござりますので、

国際諸外国が一致しまして、いわゆるI.T.Uとい

う国連の専門機関の場を通じましてこの国際の標

準化というものに向かいまして、これは電電公

社、K.D.D、郵政省を含めまして大いに貢献をし

ておりますところでござります。

それからさらには、新しい通信サービスあるい

は技術の進展というのが先進諸国でどんどん起こ

つてまいりますと、今度は発展途上国との間のそ

ういう技術協力、技術移転等々が重要な使命にな

つてくる、こういうことでござります。特にま

た、わが国の電電公社は先端技術を持っておりま

すので、たとえば日米の調査問題にもあらわれま

りますが、今後それぞのの審議会の目的に沿いまして十分な委員のお願いをさせていただきました

トータル四十五名の先生方を、新しい郵政審議会の方は二十五名、新たにできます電気通信審議会の方は二十名といふ構成になるわけであります

が、現在それぞれ御活動をいたしております委員会の先生方をどちらの審議会の先生としてお願ひをいたしますかどうか、この点につきましては、今後先生方の中に委員の任期の来られる方々もかなりいらっしゃるわけでござりますが、今後それぞのの審議会の先生方にもお願ひするということもございましょう。また新たななる角度で、広い立場からの先生方に改めてお願ひをするということもあります

が、今後それぞのの審議会の目的に沿いまして十分な委員のお願いをさせていただきました

したけれど、今後は、この協調開発が、どの間に、わが国の誇る技術同士が共同研究開発という形で一つの協調を図りながら、一方ではわが国の国益を守りながら協調を開いていく。もちろん、単にこれはアメリカ、EC諸国だけではございませんで、日中間の職員の交流、技術交流等々、あるいはASEAN諸国等々に対しましても重要な使命でありますし、電電公社も最近国際局というものを設けてましてこの方面にも積極的に対応していく、こういう動きもあるわけでござります。そういう関係、アメリカ、EC諸国あるいは中国を始めいろいろな発展途上国との国際協力関係がある、このように認識をいたしておりま

それからもう一つは、おしゃいましたようが
通信主権と申しますか、これが非常に重要なテーマ
マである。ITUの憲章と申しますか条約の前文
でも、世界の各国はそれぞれの国の通信主権とい
うものを踏まえまして、これに留意しながら、し
かし国際通信というものは相互に自由な流通がで
きなければならぬ、こういう理念が掲げられて
おりますけれども、私どももその通信主権、国益
というものを踏まえながら自由な情報流通という
ものに向かって努力をしていきたい、このように
考えておる次第でございます。

それからまたもう一つ、いわゆるオンライン化
に伴います情報の盗用、悪用という問題あるいはブ
ライバシーの問題等々出でておるわけでございまし
て、こういうデータ通信が社会にシステム化にな
りますと、一方では非常に便益がございますけれ
ども、先生御指摘のようになにかの部分と申しますか
脆弱性と申しますか、こういうものを秘めており
ますので、私どももいたしましては、たとえて申
しますとデータ通信の一つの暗号化と申します
か、そういうデータ、情報通信の中を流れますと
ころの情報の暗号化へ向かっての研究開発とい
うものにも取り組んでおりますし、あるいはまた、
いろいろ地震あるいは人為的災害等々が起こりま
した場合に、この社会のシステムとなつておるデ

物すごい影響力を持つ問題でございますので、これの総合安全対策といたしましての一つのバックアップシステムというふうな発想での技術開発などいろいろのにも取り組んでおる次第でございます。
あるいはまた、いろいろこの通信の世界で通信の秘密を守る。それぞれ民間の業務が今後通信の世界に参入してくるわけでござりますので、それが単に罰則の整備だけではなくて、いわゆる人的、物的あるいはその組織体の管理体制という問題に対しましても私ども行政的にも対応して注意を喚起していくかなければならぬ、こういう立場におけるいろいろな立場にいたしましては、このように考へておる次第でございます。(上原委員「プライバシーは」と呼ぶ)
プライバシーも、情報というのは印刷情報から始まりましていろいろな世界に情報はあるわけですがございまして、私ども通信主管庁といたしましては、その中で通信に利用されるデータ、これはプライバシーも含めますし、国家的プライバシーもございましょうし、企業的プライバシーもございましょうし、基本は個人のプライバシー、こういう角度で、その通信の中を走るものが何であれ通信の秘密を守る、その保護体制ということで取り組んでいく次第でございます。
なお、先生御指摘のように広くは政府全体の情報といふうな意味で、データバンクの問題等も含めまして行政管理庁等との関連もあらうかと思ひますし、コンピューターという角度ではまた通産省という角度もあるうと思いますけれども、政府部内でも連携をとりながら、私どもは、プライバシーも含めまして、特に通信の秘密を守るという立場から取り組んでいきたいと考えておる次第でございます。

お尋ねしたのでいろいろお答えがあつたのですが、ぜひ電気通信業務の将来展望ということとも十分踏まえて、国際化社会における通信業務を遂行できるようにならなければなりません。そこで、そういうことをやるにもやはりこの種の業務に携わる方々の協力なくしてはいかない面が多いわけですから、そういう点をより大事にしていただきたいということです。

ちょっとと話が前後して申しわけないのでですが、先ほど審議会の構成のところはお尋ねしまして、これは政令を定めるということでしたが、現在郵政審議会令がございますね、これと大体似たようなものをお考えなのか。本来ですと政令の案くらいい示していただければわれわれとしてもなお審議やすいのですが、これは郵政省だけではないけれども、役所は法律をつくって政令は後でくつけていくという手法をとっているからなかなかそもそも言えないかもしれません、その政令の中身はどうかのように考えておられるのか。少なくともこの郵政審議会令で定めている事項を下回るとか、後退するものではないと考えるのですが、それでいいのかということです。

もう一つ、大事な点を落とすところでしたのが、審議会への諮問事項というのは一体どういうものがあるのかということですね。

たとえば第四章の雑則ですか、「電気通信審議会への諮問」、第二十六条の二「郵政大臣は、次の各号の一に該当する場合には、電気通信審議会に諮問しなければならない。ただし、電気通信審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。」これがよくわからないというか、仮に郵政大臣がこれは重要な事項なので諮問したい、審議会で御検討いただきたいと言つても審議会が、いや、こんなのは軽微なことだから郵政省で認めるもの」の範囲というのは一体どうなのか。下手をすると、郵政大臣が少し悪賢い人なら、体

ことだということで突っ返してくれよ、あとはそれが適当にやるよ、勘ぐればこういうことはないかねない。箕輪大臣はそういうことはなきらぬと思うのだが、どうもそこらがはっきりしないですね。

ですから、この諮問事項というものはやはり法律でこれこれときちつとうたうべきだと私は思う。この点は先ほどの私の質問とのつなぎでしたのが、落としていましたので、改めて明らかにしていただきたいと思うのです。

○選田(茂)政府委員 まず第一点の審議会に関する政令の件について御説明を申し上げたいと思います。

先ほどもちょっと触れさせていただいたところでございますが、所掌事務については、電気通信に関する事務、電波及び放送の規律に関する重要な事項を調査審議し、建議するということをございます。そのほか組織については委員の定数二十人以内、それから委員のほか臨時委員及び専門委員を置くことができるということ、あるいは委員、臨時委員、専門委員は学識経験者のうちから郵政大臣が任命するというようなこと、それから委員の任期、これについても三年ということを考えております。なお、部会の設置あるいは審議会の庶務等についてでございますが、内容は現在ございまます郵政審議会令とほぼ同一のものというふうに御理解いただきたいと思うところでございます。

なお、電気通信審議会の審議事項についてでございますが、主なものといたしましては、従来から有線テレビジョン放送法により有線放送審議会に諮問することとされております有線テレビジョン放送に関する重要事項でございます。次は、従来から郵政審議会に諮問をいたしまりました公衆電気通信料金の認可に関する事項、そのほか電気通信政策の基本方針あるいは長期的推進計画及び電気通信技術の開発、普及に関する重要事項等について御審議をいただく予定でございます。

なお、有線テレビジョン放送関係の必要な諮問

事項について電気通信審議会が軽微と認めたものは、これを悪用するというようなつもりは毛頭ございませんし、審議会での御判断にお願いをするということをございます。

この全般に関する事項を調査審議するということございまして、審議会の円滑かつ効率的な運営に資するために、有線テレビジョン放送関係の必要的な問題のうち審議会御自身で軽微と認めたものについては付議を省略することができるということにさせていただいたわけございました。これはあくまでも審議会御自身で御判断をいたぐものについての措置ということでございました。

なお、今まで長年にわたりまして有線テレビジョンの放送関係についての御諸問をいたしまして、といったわけでございまして、そりいった経緯から見ましてこのようなものはといふようなものがございまして、そういうものについて軽微であるという御判断をいただければ、それについての必要な問題という形なしに行はうという判断をいたぐことは差し支えないのではないかかと、いうことで御提案をさせていただいたところでございました。

○上原委員 そうしますと、いま私が指摘をした

この二十六条の二の費用みたいなことはあり得ないといつていいのかということと、いま御説明がありましたが、基本的には、從来郵政審議会の電気通信部会で電気通信にかかる重要な事項をいろいろ審議されておった。しかし、今度は部会ではなくしてより充実した専門の審議会になるわけですから、その意味では從来の部会でやつたもの以上業務量なりいろいろ出てくると思うのですが、その関係。それから、それとは変わった運営の仕方というものがあるのかどうか、ここももう少し明確にしておいていただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 有線テレビジョン放送関係の諸問題についての軽微な事項につきまして

お尋ねでございますけれども、電気通信審議会の所掌事務は、有線放送に関する事項に限らず、広く電気通信行政、これは電波及び放送の規律に関するものを除いた分野の電気通信行政でござります。この全般に関する事項を調査審議するということございまして、審議会の円滑かつ効率的な運営に資するために、有線テレビジョン放送関係の必要的な問題のうち審議会御自身で軽微と認めたものについては付議を省略することができるということにさせていただいたわけございました。これはあくまでも審議会御自身で御判断をいたぐものについての措置ということでございました。

なお、今まで長年にわたりまして有線テレビジョンの放送関係についての御諸問をいたしまして、といったわけでございまして、そりいった経緯から見ましてこのようなものはといふようなものがございまして、そういうものについて軽微である

という御判断をいただければ、それについての必

要的諸問という形なしに行はうという判断をいたぐことは差し支えないのではないかかと、いうことで御提案をさせていただいたところでございました。

○上原委員 そうしますと、いま私が指摘をした

この二十六条の二の費用みたいなことはあり得ないといつていいのかということと、いま御説明がありましたが、基本的には、從来郵政審議会の電気通信部会で電気通信にかかる重要な事項をいろいろ審議されておった。しかし、今度は部会ではなくしてより充実した専門の審議会になるわけですから、その意味では從来の部会でやつたもの以上業務量なりいろいろ出てくると思うのですが、その関係。それから、それとは変わった運営の仕方というものがあるのかどうか、ここももう少し明確にしておいていただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 有線テレビジョン放送関係の諸問題についての軽微な事項につきまして

は、これを悪用するというようなつもりは毛頭ございませんし、審議会での御判断をお願いをするということをございます。

なお、審議会の運用の問題に関してでございますけれども、電気通信審議会の所掌事務は、いま先生からもお話をございましたように、郵政審議会の電気通信部会で行っておりましたものと、有線テレビジョン放送法についての有線放送に関する

分野でございますけれども、この運用につきましては、部会の設置ということができるよう審議会令で定めたいと思っております。どのような部会を置くかについては、審議会等ができましてから審議会等とも御相談をさせていただかねばならない事項だと思っておりますけれども、有線テレビジョンに関する部会といふものは必要であろう

と思いまし、さらに他の電気通信分野につきましてもどういう項目についてどういう部会を置くか、また恒常的な部会以外に臨時に、ある特別の問題に限って特別部会を設けて御審議をいただくといふように考えておるところでございます。

○上原委員 当然サブコミッティみたいなもののが、これだけの審議会ですから必要になるであろうとは思ったのですが。

○上原委員 そうしますと、これ、委員は二十名、その事務所掌をやるいろんなものがまた必要になってきますね。そういうものはどういうふうになさるのですか。全体の機構といふものはどのくらいのものになるのか、予算はどうなるのか、そこいらも少し

お示しをしておいていただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 審議会に関しまして、予算につきましては十月からという点になつておりますので、本年度は三百万円ということを予定をいたしております。

なお、審議会全体の構成をいたしましては、委員は二十名以内という点でございますが、そのほかに専門委員をお願いいたしたい、こういうふうに考えております。

○守住政府委員 先生御承知のように、現行の公社制度というのは、公衆電気通信事業など高い公共性を確保しながら効率的な運営を行はうというこのために採用されたものでございまして、事業

の公共性あるいは財政民主主義等の観点から国会や政府による一定の関与が行われておりますけれども、また公社法の中で、予算の弾力条項とか経費の流用などの彈力的な運営が認められておるところでございます。公社としても、いろいろ経営基盤の確立に、増収あるいは経費の節約両面にわたりまして努力をしていただいておるところでございますし、また、新しい組織を迎えて、たとえば月次決算方式の導入などによりましていろいろな成果が上がつておる、こういうふうに見ておるところでございます。

また、そういう成果の還元と申しますか、そういうことでさつきいろいろ要望も申し上げたし、また御答弁もありましたので、その趣旨をよきたいと思います。

次にこの法案との関連で、法案とは全部関連するのですが最後に、電気通信政策局が設置をされ、これまで二年になつてゐるわけですが、当時の政策局を設置するというの電気通信事業の重要性あるのはもっと効率的、公正な運営を図るというようなことが強調をされました。では設置をされた後、電気通信事業の経営基盤の強化といいますか、あるいは健全性といふものが、よりできるような政策立案がなされたのかどうかということが一つ。

さらにいま一点は、経営の自主性の問題、これはいろいろ議論があらうかと思います。これは大臣の方からも、公社の経営形態の問題についていろいろなことが言われてゐるわけですが、この点については私たちは職員団体なり関係者の意向というものを尊重すべきであるという立場をとるわけです。これについてはどういうお考えなのか、政策局の設置によってそういう面がより健全発展をしていく、自主的、民主的運営ができるという方向性が出てきたのか、見通しあるのか、この点もお聞かせをいただきたいと思います。

○守住政府委員 先生御承知のように、現行の公社制度というのは、公衆電気通信事業など高い公共性を確保しながら効率的な運営を行はうというこのために採用されたものでございまして、事業

せんだけ放送の多様化に関する調査研究会議が報告書を出しておられます。報告書は、衛星放送から——いま放送衛星の打ち上げをやるうどい計画があるようですが、この報告書によると、どうも事実上民放関係を排除する可能性がないのかという懸念が持たれているということ、衛星放送の事業体も一本化といいますか、そういうのを目指しておるような、单一事業体に全チャンネルを独占させようという含みを持った提言だというふうに受けとめられております。また一方では、衛星放送の財源としての有料アドバイ方式を打ち出そうとしている。こういう面は、国民の側からするいろいろな問題が出てくる可能性があると思うのですね。もちろん、今後いろいろの角度から御検討は進められていくと思うのですが、現段階で、この報告書に対して郵政大臣としてはどういう御見解を持っておられるのか、できましたらお示しをいただきたいと思うのです。

○田中(眞)政府委員 大臣のお答えの前に、事務的なことについてちょっとお答えいたしたいと思います。
まず、この提言の中にあります衛星放送をやらうとする方針についての考え方でございますが、報告書は、事業主体については広く国民各層の参加を求め、社会的に信頼性のある公正な事業主体が必要であるというふうにお述べになっておりまます。また事業主体については、複数による場合と單一による場合と二つにつきまして検討する必要があるという旨の御提言を受けているというふうに理解しております。したがいまして、事業主体のあり方につきましては、今後報告書の趣旨を踏まえて多角的に検討してまいりたい。ただ、民放を事実上排除しているというふうに単純には私ども受け取っておりません。
それから、ペイテレビといいますが、有料放送についての考え方でございまますが、衛星放送は非常に金のかかる問題がございますので、その辺についての考え方でございますが、地上放送との調和を考慮しながら当面はBSSの段階での事業主

体について検討する、それから、財源の一つとして有料方式についてなお検討してもらいたい、そかという懸念が持たれているということございまして、いま放送衛星の打ち上げをやるうどい計画があるようですが、この報告書によると、どうも事実上民放関係を排除する可能性がないのかという懸念が持たれているということございまして、衛星放送の事業体も一本化といいますか、そういうのを目指しておるような、单一事業体に全チャンネルを独占させようという含みを持った提言だといふうに受けとめられております。また一方では、

この報告書を受けて、どのように郵政省が受けとめているか、大臣の方から……。
○箕輪国務大臣 先般、放送の多様化に関する調査研究会議から報告書を受けておりまして、この報告書は、今後の放送行政の課題について貴重な御意見をいただいたのであります。

この報告書に述べられている事項のうちテレビジョン多重放送については、すでに先取りのようになことになりましたが、放送法の改正案として今国会に提出いたしておるところでございます。
○上原委員 なななか慎重のようですが、そなな

○上原委員 なななか慎重のようですが、そなな尋ねをさせていただきたいと思います。
まず、この一月で、郵政大臣は沖縄を御視察なされ、わざわざ南大東まで足を運ばれた。その労に深く敬意を表したいと思います。そのときいろいろお感じになつたと思うの

です。そのときいろいろお感じになつたと思うのですが、郵政大臣がせつから南大東まで足を運ばれたというは、单なる離島の視察というだけの問題ではなかったのじやなかろうか、私はよい面からそういう印象を受けたわけですが、そのとき、那覇市の記者会見の折にいろいろ御感想を述べて、郵政関係、電電を含めてですが「各施設

とともよくやっていると感じたが、まだまだいろいろな問題があり、今後の郵政業務の中で考えていかなければならぬ」。

まだまだいろいろな問題があり、今後の郵政業務の中で考えていくという、この大臣の実際にはごらんになつた沖縄の郵政関係業務、電気通信業務を含めて、今後どうしていかなければいけない

そこいらから大臣の率直な御印象をお聞かせをいたいで、四、五点ばかりお尋ねをさせていただきたくと思うのです。

○箕輪国務大臣 沖縄の復帰十年であります。郵政の面でも少し立ちおくれているようなことがなかつたかな。たとえば、あの際も沖縄で申し上げたのであります。電話の積滞であります。これなんかも何とかして本土並みに積滞のないような事情にしたい、こういうことも考えました。そこであの際、この三月末には積滞を解消したいということを申し述べたわけであります。大

きにまた、今後ににおいても本土並みに、たとえば電話の申し込みをすると大体二週間ないし三週間ぐらいで取りつけができるわけでござりますが、そういう方向で電電公社を督励していくければならないというようなこと等々、沖縄を早く滞は解消する、こういうことでござります。

特にまた、今後ににおいても本土並みに、たとえば電話の申し込みをすると大体二週間ないし三週間ぐらいで取りつけができるわけでござりますが、そういう方向で電電公社を督励していくければならないというようなこと等々、沖縄を早く本土並みにしたいなということで、これからも努力をしていきたい、私はこうすることを申し上げたつもりであります。

○上原委員 積滞問題については、時間があれば具体的にお尋ねしますが、それと同時に、もう一つ大臣は大事な点をおっしゃっておられるのです。そのときいろいろお感じになつたと思うのですが、郵政大臣がせつから南大東まで足を運ばれる。これは五月十五日以降、復帰十年を記念して、その労に深く敬意を表したいと思います。その場合の料金体系は、もちろん郵便物ですから、これは郵政省が担当すると思うのですが、どう

なさいますね、宮古、八重山、久米島、南北大東あるいはその他の離島等についても、航空輸送が可能なところはやっていくと、この点はぼけているのですね。もう少し内容等をせひ明らかにしていただきたいと思うのです。

○箕輪国務大臣 お答えいたします。
料金体系は従来と全く同じであります。従来、東京を起点にして考えますと、船で大型郵便物は送っていたのでありますけれども、これを飛行機で送るう、こういうことでありまして、離島に対する同じような措置をとるつもりであります。

○上原委員 もう一つは、テレビ局の新設といいます。この報告書に述べられている事項のうちテレビジョン多重放送については、すでに先取りのようになことになりましたが、放送法の改正案として今国会に提出いたしておるところでございます。
○箕輪国務大臣 沖縄の復帰十年であります。郵政の面でも少し立ちおくれているようなことがなかつたかな。たとえば、あの際も沖縄で申し上げたのであります。電話の積滞であります。これなんかも何とかして本土並みに積滞のないような事情にしたい、こういうことも考えました。そこであの際、この三月末には積滞を解消したいということを申し述べたわけであります。大

きにまた、今後ににおいても本土並みに、たとえば電話の申し込みをすると大体二週間ないし三週間ぐらいで取りつけができるわけでござりますが、そういう方向で電電公社を督励していくければならないというようなこと等々、沖縄を早く滞は解消する、こういうことでござります。

特にまた、今後ににおいても本土並みに、たとえば電話の申し込みをすると大体二週間ないし三週間ぐらいで取りつけができるわけでござりますが、そういう方向で電電公社を督励していくければならないというようなこと等々、沖縄を早く本土並みにしたいなということで、これからも努力をしていきたい、私はこうすることを申し上げたつもりであります。

○上原委員 積滞問題については、時間があれば具体的にお尋ねしますが、それと同時に、もう一つ大臣は大事な点をおっしゃっておられるのです。そのときいろいろお感じになつたと思うのですが、郵政大臣がせつから南大東まで足を運ばれる。これは五月十五日以降、復帰十年を記念して、その労に深く敬意を表したいと思います。その場合の料金体系は、もちろん郵便物ですから、これは郵政省が担当すると思うのですが、どうなさいますね、宮古、八重山、久米島、南北大東あるいはその他の離島等についても、航空輸送が可能なところはやっていくと、この点はぼけているのですね。もう少し内容等をせひ明らかにしていただきたいと思うのです。

まだまだいろいろな問題があり、今後の郵政業務の中で考えていくという、この大臣の実際にはごらんになつた沖縄の郵政関係業務、電気通信業

とを私は申し上げたつもりであります。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

○上原委員 その点はわかりました。慎重な対応が必要じやないか、私も専門ではありませんから個人的にそう思つておるところで、また、そういつた県民の意見が現段階では強いように受けとめておりますことを申し添えておきたいと思いま

す。

そこで、だんだん時間も迫つてしまひましたので、たくさん準備してあるのですが、そう欲張るわけにもいかないような感じもしますので、はしよりますが、南北大東へのテレビ放送の問題、私はこれは何回か取り上げてきて、NHKさんの御配慮で若干改善をされた面もありますけれども、大臣も行かれているお感じになつたと思うのです。五十七年度というともうすぐですよ。五十八年の二月に通信衛星を打ち上げるのですか。それが五十九年の二月に、たしか放送衛星本体じゃないのかな、これは。それまではもういまのような状況しかできないのか。もう少し離島苦解消といふ面で改善措置をやらなければいけないと私は思うのですが、その点は本当に、私もそう頻繁にないのかな、これは。それまではもういまのようないのかな、これがございませんが、何回か足を運んで、向こうの小中学校なり老人の方々が大変この点は熱望というよりも本当に渴望していらっしゃいます。そのことは大臣も驚く御陳情を受けたと思うのですが、何か新しい解決方策でもお考えなのか。ぜひひとつ前向きに御検討をいただきたいと思うのですが、いかがでしよう。

○田中(眞)政府委員 南北大東へのテレビ中継でございますけれども、先生御存じのとおり、沖縄本島からかなりの距離にありますて、中継回線がないといふ現実にございます。そういう關係から同時に放送はできておりませんし、NHKはまだ放送試験局というような段階で、わずか一日二時間程度の放映にしばられておるというところでございまして、先ほど先生もお話しになりましたように、五十六年四月以降NHKはわずかにニュースを十五分程度ふやすというような努力もしております

わけでございます。何分にもNHKの要員事情あ

るいは、ビデオテープでいま送つておるわけですけれども、その作製の問題、あるいは航空機によるそういう素材の輸送というような、積載量の制限等もあるそうでございまして、非常に困難なわけでございます。

それから、いま先生申されました、通信衛星が少し早いんじやないかという、このCS2による

テレビ中継の方法等検討いたしましたけれども、CS2の現在の目的あるいは通信容量と申します

か、そういう点から、南北大東島向けの難視聴解消に使うのはきわめて困難だと申さざるを得ない。そうしたわけでございまして、結局やはり基

本的な解決といたしましては五十八年度、実際は五十九年の二月でござりますけれども、その予定

の放送衛星でござりますか、それまでは何とかごしんぱう、お待ち願わざるを得ないというのが、心苦しいわけですけれども、現状でございます。

○上原委員 大臣、それはNHKさんにだけ任せ

ておってはいかないですね。せつかく向こうまで足を運んだ以上は、何かそういう面でやらないやいかなといふお気持ちはなかつたのですか。それを

実現するということで行かれたと私は聞いたのですが、そなでなかつたのですか。

○箕輪国務大臣 できれば実現したいと思うで

あります、そのことを理由にして参つたのではございません。いま局長から答弁いたしましたよ

うに、五十九年二月の放送衛星打ち上げまでお待

ちいただきたい。何とか早くしたいと思うけれども、NHKの事情もあります。これから要員をふやさなければいけないとか、そうすると金がかかることになりますね。奄美の方も奄美振興開発計画

一環として国が助成措置をやつしている。こういう面からしますと、これなどはもう少し関係者なり県なりとお話をできる相談じやなからうかといふことはございませんか。失敗——失敗なんと言ふと怒られるかもしませんが、そんなおそれはないのかどうか。本当に二年待てば、いま大臣おつやつたようにその夢が期待がかなえられるのかどうか。そういう点ももう少し明確にしていただきたいと思うのですね。

そうしますと、五十九年のこの衛星打ち上げといふのは間違いないのですか、それは延びること

はございませんか。失敗——失敗なんと言ふと怒られるかもしませんが、そんなおそれはないのかどうか。本当に二年待てば、いま大臣おつやつたようにその夢が期待がかなえられるのかどうか。そういう点ももう少し明確にしていただきたいと思うのですね。

すということでお願いをして帰つてしまひました。

○上原委員 地理的条件のせいでやむを得ない面もあるらうかと思うのですが、そうしますと、われわれの立場からすると、NHKさんにだけそういった負担をかける、あるいは離島のテレビ放送を

するということに若干疑問を感じるわけです。それこそ、やはり国の離島政策という立場でいろいろ助成措置を講すべきだと私は思う。

これは何も沖縄の離島だけに限りませんね。日本全体、そういう離島聴地域なり、あるいはまだ

テレビ放映の恩恵にあずからない地域だつてあるわけだから、そこらについてやはり郵政省としても少し政策的位置づけというものをおやりに

ならぬといかぬじやないでしようか。これだけ情報化して、あしたから春の甲子園も始まる。ああいうのって離島の子供たちは見ることができないですよ。青少年に及ぼす、教育上あるいは心理的、人間形成の上において私は大きな損失だと思う。そこを離島なるがゆえにしようがない、我慢しなさいという政治のあり方あるいは郵政電気通信事業のあり方というものは、改善してしかるべきだというがわれわれの考え方なんで、ひとつそういうこともぜひ御参考にしていただきたいと

思ふのですね。

そうしますと、五十九年のこの衛星打ち上げといふのは間違いないのですか、それは延びること

はございませんか。失敗——失敗なんと言ふと怒られるかもしませんが、そんなおそれはないのかどうか。本当に二年待てば、いま大臣おつやつたようにその夢が期待がかなえられるのかどうか。そういう点ももう少し明確にしていただきたいと思うのですね。

そういう事情もあり、また南西航空の飛行機

の積載量ですが、あれも限度だというのです。ですから、ビデオを撮つて送るにも送れない。NH

Kに無理をさせて、ビデオをつくても、それを

送ることもできないという事情でございますの

で、私は南大東島に行って島民の方々に、もう二

年待つください、二年たつと難視聴は解決しま

んでおる、そのように私ども報告を受けておる次第でございます。

○上原委員 それ以上延びたりあるいはまだめでしたというようなことがないよう、この点は念には余念を入れてひとつ実現をしていただきたいと思います。

それともう一点は、これもテレビ関係なんですが、御承知のようにいま那覇から先島への民放中継回線はないのですね。同時に、NHKの現地から上りというのもないですね。那覇を中心とした局ばかり、そこらについてやはり郵政省としてももう少し政策的位置づけというものをおやりに

ならぬといかぬじやないでしようか。これだけ情報化して、あしたから春の甲子園も始まる。ああいうのって離島の子供たちは見ることができないですよ。青少年に及ぼす、教育上あるいは心理的、人間形成の上において私は大きな損失だと思う。そこを離島なるがゆえにしようがない、我慢しなさいという政治のあり方あるいは郵政電気通信事業のあり方というものは、改善してしかるべきだというがわれわれの考え方なんで、ひとつそういうこともぜひ御参考にしていただきたいと

思ふのですね。

そうしますと、五十九年のこの衛星打ち上げといふのは間違いないのですか、それは延びること

はございませんか。失敗——失敗なんと言ふと怒られるかもしませんが、そんなおそれはないのかどうか。本当に二年待てば、いま大臣おつやつたようにその夢が期待がかなえられるのかどうか。そういう点ももう少し明確にしていただきたいと思うのですね。

そういう事情もあり、また南西航空の飛行機

の積載量ですが、あれも限度だというのです。ですから、ビデオを撮つて送るにも送れない。NH

Kに無理をさせて、ビデオをつくても、それを

送ることもできないという事情でございますの

で、私は南大東島に行って島民の方々に、もう二

年待つください、二年たつと難視聴は解決しま

まいつており、今日までのところ順調に準備が進

みでございますが、先ほど申し上げましたように、五十年度の冬季、五十九年二月予定ということで本

NHKについても上りの回線がないではないかと

いうようなことでございますが、先島地区にテレビ波を見ていただくためには、七局ばかりが必要かというふうに考えております。その建設

費。それから大きな問題は、いま上り回線がないというようなお話をございましたけれども、番組電送のための海底ケーブルの回線料の問題がございます。これは毎年度必要とするというようなことで、現在の民放二社の経営状況を見ますと、現時点では大変困難だ。御指摘のとおりでござります。

それに対する国庫補助でございますけれども、制度面、財政面で問題がある。特に制度面と申しますのは、仮に運営費を国庫補助とするというような考え方につきましては、毎年要る経常支出であるということで補助の対象にはならない面があるやうに聞いております。かなりの経費がかかるというようなことで、いま御指摘のように沖縄の奄美につきましてはこれと似たような面があつたのは私も承知しておりますが、いずれにいたしましても、民放二社自体につきましても、先島地区の難視聴解消の問題は自分たちの課題でもあるといふように当事者から私どもも聞いておる次第でございまして、今後の両社の経営状態あるいは国の施策の上で、先島については、距離は四百数十キロあるように伺っていますけれども、何とか適切な指導と申しますか方向へ努力をしてまいりたい、このように考えております。

○上原委員 大分時間が経過しているようですが、あと一点で締めますが、これは大臣、やはり政治の話ですね。あなたの西銘さんとも親しいのだから、どうですか、この程度のことは、あなたが郵政大臣の間にそこらはよく相談なさって解決していただいたらどうですか。ひとつお考えあるんじゃないですか。こういうのは、事務当局でただ事務的にいろいろさせてもこれは無理ですよ。どうでしよう。

○箕輪国務大臣 西銘知事と私は大変親しい友人でございますから、相談は幾らでもできるのであります。が、中継局をつくるのには建設費で大体一社当たり四、五億円はかかるのです。運営費は回線料一社当たり年間八千万円かかるのです。保守維持費関係で一社当たり年間五千万円以上かかる

のであります。こういうような状況から考えてみて、なかなか容易でないなあという感じがいたしました。御相談はいたしましたが、慎重な検討をします。

○上原委員 何か防衛問題をやつたときはえらいばかりお話ををしておったのに、郵政の話になるときも慎重で、ちつとも口もあかないじゃないですか、郵政大臣は。

それだけいろいろ費用がかかるというのはわかります。そういうこともこれは一挙にはできないと思いますから、漸次解決の方向に御相談するとして、それができなければ、やはりNHKの上りの回線くらいは早目にやるということはやつていただきたいと思うのですが、その点はどうなんですか、局長。

○田中(眞)政府委員 ただいま資料を持っておりませんけれども、上り回線のため、これは恐らく取材上、先島、宮古なり石垣なりあるいは西表におけるニュースその他を、沖縄を初めとして本土の私どもに見せていただけるという意味での上り回線ということかと思いますけれども、その辺につきましてはいま現在、上り下りあわせて交信するわけだと思いますが、ちょっと現在の電電公社の設備能力がどうなつておりますが、私承知しておりませんので、もしかすると片一方の一方回線だけだと、新しく海底ケーブルを敷設しなければなりませんというような問題が出てくるかと思います。ちょっとまた後刻調べまして、先生の方にお答えを差し上げたいというふうに思うわけです。もし設備的に上りがあるわけですが、ただ単にN

H Kの回線料、現在下りを持つておるわけだけれども、上りは、その倍であるということだけで尽きよかというふうに考えております。

○上原委員 それはお調べになつて、また解決するようにしていただきたいと思います。

最後に、若干電話料金の問題でお尋ねしておきたいのですが、これも私はたびたび取り上げたりしまして、やっと昨年の八月に幾分改定を見まし

たね、遠距離電話料金が、現在でも非常に高い。一对六十倍。いまは七百五十キロ以上は三分間通話で昼間は七百二十円から六百円になっているんですね。夜間が四百五十円から三百六十円、深夜間が二百四十円、これは本当に私は不公平の最たるものだと思うのですね、遠距離電話についても格差があるんだ。みんな、さつきのテレビも見えない、電話料も非常に高い。那覇を起点としま

すと四百五十円ですか、これはもうやがて東京―那覇間並みですよ。那覇と南北大は四百五十円、那覇と宮古は三百五十円、那覇から八重山、大東は実に東京から大阪へ電話するのと同じなんです。宮古へは名古屋へ電話するのと同じなんですね。宮古へは名古屋へ電話するのと同じなんです。

こういうようなことで、たとえば東京二十三区ですと、二十三区は十円でいくわけでしょう。青梅市とか奥多摩あたりは三分間で九十円ですよ。これだけ離島の皆さん、さつきの話でもありますけれども、いろんな面で不便を感じておつて、かつ負担は大きいんだよ。だから僕はいつか冗談ながら、いまごろ十円玉でほんほん電話かけるのは日本ぐらいだという話もしましたけれども、これは上げるとは言いませんが、しかし実際問題としてこんなにべらぼうに高い遠距離電話料金といふのは、国際的に見ても日本が一番上位ですね。大臣

は、この電気通信審議会ができた、恐らく設置されるはずですから、まず初めに遠距離電話料金を諮問したらどうですかね、仕事初めに。その中で早目に答申を求めていまのこととはおやりになる。その決意ござりますね。決意あると言つたら、これで私は質問を終えます。

そこで、そういうお考えを持っている。それじや、この電気通信審議会ができた、恐らく設置されるはずですから、まず初めに遠距離電話料金を諮問したらどうですかね、仕事初めに。その中で早目に答申を求めていまのこととはおやりになる。その決意ござりますね。決意あると言つたら、これがいかがでしよう。

○箕輪国務大臣 わが国の国内の電話料金、国際の問題もござりますけれども、国内の電話料金につきまして御指摘のような点がいろいろ矛盾がある、あるいは情勢に合わなくなつておるということがございます。

したがいまして、私どもとしましては、この国

方はどうかといいますと、諸外国に比べて二分の一ないし三分の一であります。全体の電話料金体系の見直しをやらなければならない必要性があるわけであります。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

私は先般来、特に沖縄から帰ってきてから、電公社の真藤総裁にも何とかしてひとつ、料金体系の見直しをいま検討中でございますが、その中で沖縄の離島、この電話料金をもつと安くなるような方向で御検討をいただきたい。遠距離は全部おなじで同じなんですか、沖縄だけではないんであります。ほかもみんなそういう料金体系でやつておりますけれども、特に沖縄は気の毒である。これは非常に高いと私も考えますので、真藤総裁にもそのことを伝えて、検討中でございますから、その検討の中で沖縄は特に考えてやつてくれぬかということをお願いしているところでござります。

○上原委員 もうこれで終えますが、あと福祉電話の問題などもありまして、これも私が五十五年のこの委員会で取り上げた。お約束したとおりにいつつないのでですね、確約なさつたように。後でまた厚生省と公社と相談をして、この問題はもう少し解決するようにしていただきたいのですがね。

そこで、そういうお考えを持っている。それじや、この電気通信審議会ができた、恐らく設置されるはずですから、まず初めに遠距離電話料金を諮問したらどうですかね、仕事初めに。その中で早目に答申を求めていまのこととはおやりになる。その決意ござりますね。決意あると言つたら、これがいかがでしよう。

○箕輪国務大臣 わが国の電話料金の体系を見ますと、確かに御指摘のとおり遠距離は諸外国に比べて高くなっています。ところが近距離通話の

内公衆電気通信サービスに係る基本的料金の設

定、改定ということで、料金の決定原則の問題もござります。公衆法の第一条には、「合理的な料金」ということだけしか実は書いてないわけでございまして、そういう決定原則の決め方の問題から、その料金体系、いま御指摘のような遠距離、近距離あるいはグループ料金等々の問題もございまして、この審議会にも当然にまたお詰りもし、電電公社等も入れましてこれについて取り組んでいかなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○上原委員 これで終えますが、最後に大臣、きょうこの法案との関係あるいは今後の電気通信事業にかかる私は詳しいことは知りませんが、若干調べていろいろ問題提起をしながらお尋ねをいたしました。これに対して誠意ある御答弁もありましたけれども、やはり非常に重要な役割り、また国民の期待も大きいと思うのです。同時にまた、大変細かいサービス業も担当しておられるというところで窓口が非常に広いし、それだけにまたいろいろな弊害というものもある。したがって、われわれがここで提起をする問題あるいはこの面はこうしていただきたいと言うことについては、単に委員会で時間の範囲内ですべて終わつたということではなくして、どうかぜひ誠意をもつてこれにこたえていただきたい、いまの電話料金の問題につきまして、あるいはテレビの難視聴地域解消の問題等々。そういう意味で、最後に大臣の御所見を承つて、質問を終えたいと思います。

○箕輪国務大臣 きょうは大変示唆に富む御提言等がございました。各般にわたる問題について御質問があり、また御提言があつたわけであります。が、十分誠意をもつて先生のきょうの御提言等については検討していくたい、こう存じます。

○上原委員 どうもありがとうございました。

○石井委員長 午後二時に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十九分休憩

午後二時三分開議

○石井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市川委員 最後に郵政省設置法について御質問をしたいと思います。市川雄一君。

質疑を続行いたします。市川雄一君。

今回新たに設置をされる予定の電気通信審議会について、定員の数とメンバーの構成、あるいは会長人事の選考基準あるいは選出方法、主たる審議の内容、あるいは郵政審議会のうち、電気通信部会を除く他の三部会とダブつているメンバーもおりますが、今後それはどうなるのか、ますその点について伺いたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 電気通信審議会の組織、所掌事務、それから委員その他の職員についてございますが、郵政省設置法第十九条第三項において政令で定めるということにいたしておるところですが、その概要について申し上げますと、委員の定数は二十人以内、委員の任命は郵政大臣が行うことといたしたと考えております。具体的な人選に当たりましては、電気通信行政のあり方が経済、産業、社会、文化等広範な分野に大きな影響を及ぼすことにかんがみまして、広く各界の有識者を網羅いたしまして、審議会の構成が真に国民を代表するにふさわしいものとなるよう十分配意したいと考えているところでござります。

会長の選考基準、選出方法等についてございまが、現行の郵政審議会等の例にならつて、委員の互選とすることといたしたい、こういうふうに考えております。これによりまして会長にふさわしい人が選出されることを期待いたしているところでござります。

○澤田(茂)政府委員 今回の機構改正について、郵政省はどこの提言を受けてこの機構改正をおやりになるのですか。

○市川委員 今回の機構改正について、郵政省はどこの提言を受けてこの機構改正をおやりになるのですか。

○澤田(茂)政府委員 電気通信政策局の設置について当内閣委員会において御審議をいたきました第九十一回通常国会におきまして、衆参両議院の内閣委員会で情報通信に関する政策審議機関の設置について附帯決議をいたしておるところでござります。

さらにはその附帯決議の趣旨を踏まえまして、電気通信政策局の発足後、一九八〇年代における我が国の電気通信制度、政策等に關しまして、その課題と展望を明らかにする目的にいたしまして各界の方々に御参考をいたしまして、郵政審議会から電気通信審議会に移つていただき、あるいは一部の委員につきましては両審議会を兼ねていただくというようなことも起り得る

かと思つておりますが、なお具体的な選任等につきましては、郵政審議会の委員の先生方の中にはこの秋に任期の満了される方もかなりいらっしゃるわけでございます。その辺のところもにらみながら、選考に当たりまして十分留意をさせていただきたい、こういうように考へておるところでござります。

電気通信審議会の審議事項についてでございますが、電気通信に関する事務、これは電波及び放送の規律に関するものを除いたものでございますが、こういったものを除いた電気通信に関するものについての重要な事項を調査審議していただいている予定にいたしております。主なものといふたしましては、従来から有線テレビジョン放送法により有線放送審議会に諮問することとされたりました公衆電気通信料金の認可に関する事項、これが必要な諮問事項になるわけでございますが、そのほか従来から郵政審議会に諮問をしてまいりました有線テレビジョン放送に関する重要事項、それが必要な諮問事項になるわけでございますが、そのほか従来から郵政審議会に諮問をしてまいりました公衆電気通信料金の認可に関する事項等のほかに、電気通信政策の基本方針あるいは長期的推進計画、さらに電気通信技術の開発、普及に関する重要な事項等について御審議をいただく予定といたしております。

○澤田(茂)政府委員 五十六年度につきましては、昭和五十三年及び昭和五十四年、この二年間この部会は開催されておりますか。

○市川委員 これはちゃんと質問通告してあるのですよ。ずいぶん誠意がないじゃありませんか。ちゃんと質問通告してあるんだから。しかも、五十三年と五十四年の二年間はこの部会が開かれているのかどうかということを、きのうちゃんと通告してあるわけだよね。それはいいです。

要するに私の言いたいことは、せつからこういふたまごとに、郵政審議会があつて部会があるのに、その部会はもうまくいかないのでこの際新しい電気通信審議会をつくってくれ、こういう議論が出てくればいいわけですよ。本来なら、この電気通信部会で検討されて、この電気通信部会といつて方ではどうもうまくいかないのでこの際新しい電気通信審議会をつくってくれ、こういう議論が出てくるはずなんですよ。余り活用されてないんじやないですか、これは。

そうすると、それで大臣の私的ないわゆる諮問機関をつくって、その諮問を受けて今回の機構改

が、昨年夏、同懇談会から電気通信行政に関する政策審議機関といふものを拡充強化すべきであるという御提言をいただいたところでございまして、申し上げております電気通信審議会の設置をお願い申し上げておられます。この提言をこれで結構なんですね。趣旨の説明までは聞いてないわけですから。

郵政審議会の中に電気通信部会がありますが、たとえば昭和五十三年及び昭和五十四年、この二年間この部会は開催されておりますか。

○澤田(茂)政府委員 五十六年度につきましては、昭和五十三年及び昭和五十四年、この二年間この部会は開催されております。ちょうどとたまごとに、郵政審議会があつて部会があるのに、その部会はもうまくいかないのでこの際新しい電気通信審議会をつくってくれ、こういう議論が出てくればいいわけですよ。本来なら、この電気通信部会で検討されて、この電気通信部会といつて方ではどうもうまくいかないのでこの際新しい電気通信審議会をつくってくれ、こういう議論が出てくるはずなんですよ。余り活用されてないんじやないですか、これは。

そうすると、それで大臣の私的ないわゆる諮問機関をつくって、その諮問を受けて今回の機構改

正をやろうとなさっているわけですが、新しくつくった電気通信審議会もまた同じように名存実亡になってしまったんじゃないですか、そういう考えだと。その辺はどうなんですか、そういうことはないのですか。

○守住 政府委員 お答え申し上げます。

現在、御承知のように電気通信部会でやつておりますし、その中では、私が参りまして政策局ができましてからでも、思い出しますと、日米の資料調達問題あるいは納付金問題あるいは遠距離料金の引き下げあるいはまたKDD料金の引き下げ等々につきまして、この電気通信部会と御相談、御審議を経た上でやつてまいつたわけございまが、さらに今後の問題として、個別の問題だけではなくもっと長期的な、政策的な展望を踏まえたところのテーマというものが、政策問題あるいは技術問題、あるいは利用者との接点での利用制度の問題あるいは料金の問題等々あるというふうに踏まえておりまして、郵政審議会、郵政三事業という重要なものを持っておるわけでございますが、また、電気通信の世界というものが非常に専門性、国際性その他の面から異質なものも持つておるというふうなことで、電気通信に関する専門の審議会ということを私的懇談会でも提言を受けた次第でございまして、私ども、国会の御意思であるいはまたそういう私的懇談会の提言等々も踏まえまして、この電気通信審議会、まさしく専門の審議会でござりますので、電電公社やKDDとともに、この電気通信審議会を受けて今後の電気通信行政の発展のために誤りなきを期してまいりたい、このようになります。

○市川委員 まだその問題は後で、具体的な問題と絡んでいまの答弁の趣旨をお聞きしたいと思ひます。

ちょっとテーマが変わりますが、これからの質問と関連がありますのでお伺いいたしますが、コンピューターの犯罪防止という問題をお聞きしたいと思います。

最近、コンピューターを悪用する犯罪が非常に続発をして、大きな社会問題になっています。特にことしの二月十六日、電電公社の職員がデータについてどう受けとめ方をされているのか。あるいは電電公社の巨大な独占企業、その独占にあぐらをかけて、そういうところから起きた緩みではないのか、そんな気もするのですが、そういう点について郵政省はどんな受けとめ方をされているのか。

それから、このコンピューターの犯罪防止について、今後郵政省としてどういう取り組みをされていくのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○守住 政府委員 御指摘のように、北海道で起きた電電公社職員による通信の秘密侵害及び窃盗事件でござりますけれども、この事件につきましては、私ども通信主管庁としても、電電公社自体ももちろんでござりますけれども、大きなショックを受けたわけでございます。

これは特に私どもの受けとめ方としましては、内部から起つたということが一番重大な点ではないか。他人の通信の媒介、独占を付与されて、しかも高い公共性で、公共企業体の公社職員といふ身分、義務を持つおる者の中で起つたといふことの点が一番のショックを受けた点でござります。

○守住 政府委員 御指摘のように、北海道で起きた電電公社職員による通信の秘密侵害及び窃盗事件でござりますけれども、この事件につきましては、私ども通信主管庁としても、電電公社自体ももちろんでござりますけれども、大きなショックを受けたわけでございます。

それから、このコンピューターの犯罪防止について、今後郵政省としてどういう取り組みをされていくのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○守住 政府委員 御指摘のように、北海道で起きた電電公社職員による通信の秘密侵害及び窃盗事件でござりますけれども、この事件につきましては、私ども通信主管庁としても、電電公社自体ももちろんでござりますけれども、大きなショックを受けたわけでございます。

それから、このコンピューターの犯罪防止について、今後郵政省としてどういう取り組みをされていくのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○守住 政府委員 御指摘のように、北海道で起きた電電公社職員による通信の秘密侵害及び窃盗事件でござりますけれども、この事件につきましては、私ども通信主管庁としても、電電公社自体ももちろんでござりますけれども、大きなショックを受けたわけでございます。

それから、このコンピューターの犯罪防止について、今後郵政省としてどういう取り組みをされていくのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

○市川委員 そこで、データ通信についてお伺いしたいのですが、最近通産省と郵政省の意見の対立ですか、自由民主党の政務調査会長の裁定とか、あるいは新聞で最近各紙が社説でデータ通信の自由化という問題を取り上げているわけですが、わが国における最近の情報通信系の技術革新というのは御承知のように非常に目覚ましい。特にこのデータ通信の出現によって、情報処理、通信、放送、これらの組み合わせによって新しい高度の通信システムというものが技術的に実現可能になってきていると思うのです。そのため、現行の公衆電気通信法は対処できない部分がかなり多くあります。御指摘のとおり、データ通信は、今後社会の多くの分野での活用が期待されています。たゞが、どうですか、大臣。

産省に御質問をしたいと思います。

まず郵政大臣、データ通信の、高度通信システムの果たす役割り、これから情報化社会の基礎になるものであると思うのです。これは単に産業面で果たす役割のみならず、広く教育とか医療とか学術とか行政とか交通とか、こういう分野でも非常に重要な役割りを果たすことが予想されしておりますが、大臣としてどうでしょうか、このデータ通信の高度通信システムが果たす役割りをどういうふうに認識しておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○箕輪 国務大臣 通信は、御承知のとおり社会、経済の神経系として重要な役割りを果たしておるものと考えます。

次に、データ通信など新しい通信については、通信技術とコンピューター技術が結びついて、おしゃるとおり、単に経済、産業面の合理化、効率化に大きな役割りを果たすばかりではなくて、教育、学術などのほかに公害監視あるいは交通管制、救急医療等の社会システムにも重要な役割りを担うようになってきております。今後は、わが国の経済社会の多くの分野においてますます重要な役割りを果たすことになろうと考えております。

○市川委員 そこで、データ通信の著しい技術革新の果実と申しますか成果を、大企業のみならずやはり中小企業でも利用したいと思っていらっしゃると思うし、あるいはまた各家庭にも将来はそれが何か大資本、大企業だけに独占され利用されるのではなくて、各方面に潜在的にその利用について強い需要があると思うのです。こういう点についての御認識は恐らく私と同じだと思います。

○箕輪 国務大臣 市川先生と認識は同じであります。御指摘のとおり、データ通信は、今後社会の多くの分野での活用が期待されています。たゞが、どうですか、大臣。

ええ家庭でも、茶の間にしながらにしてお買ひ物の告訴も行うべきであるというふうな点も含めます。

情報だとか今晚のお料理情報だとかを得ることができます。銀行の預金残高も調べることができます。こういうような需要は潜在的に広いのではないか。先生と認識は同じであります。

郵政省としても、データ通信の健全な発展と普及を図ることは、八〇年代のわが国経済社会の発展にとって重要な課題であると考えております。そのため、たとえばデータを音声に変える技術の開発とか、制度的に言いますと回線利用制度の改善等いろいろな施策などを積極的に進めていかなければならないであろう、こう考えております。

○市川委員 そこまではいいのですが、ここから先が問題になるわけですね。ですから、データ通信が、今後技術革新がもつともっと進んでいき、八〇年代の日本の社会において、広い分野で非常に重要な役割を果たす。しかもまた、それが大企業のみならず、中小企業あるいは各家庭まで便益を与えていく。そうなりますと、民間の創意工夫とかあるいは民間の持つておる活力を生かさなければならぬというのです。民間の持つておる活力をそいだりあるいは民間の創意工夫が出てこなったことと相反すると私は思うのです。

したがいまして、そういうことを考えますと、直ちにいま踏み切れるかどうか、いろいろな経過措置が必要なのかどうか、そういうところは御論議の多いところでしょうが、大枠として、官が通信回線を独占する、これはいまの大臣の御認識と反してしまうのじやないのか。やはり大枠としては自由化というものをしっかりと決めて、そういうものについては、全国的、公共的、技術先導

的なものとするよう、従来から指導してきております。今後とも官民の分野調整について配意していただきたい、こう考えております。

データ通信の回線利用については、大枠として、先生御指摘のとおり、自由化に向かうべきものであると考えております。あわせて通信の秘密、コンピューター社会のもろさ、プライバシーの保護など、情報化社会のマイナス面にも目を向ければなりません。こういう点を十分配意する必要があると考えながら、データ通信の政策を推し進めていただきたい、こう考えております。

○市川委員 大枠として自由化という大臣の御発言があつたのですが、ぜひその方向を強く推進していただきたいと思うのです。

通産省の方、時間がないようですから、質問を簡略にしてお伺いします。

いま郵政省側の、データ通信の果たす八〇年代の役割りということをお聞きしたわけですが、通産省はその役割りについてどういう認識、評価をお持ちなのか。それから、データ通信の将来、大枠としては自由化ということを通産省はどういうふうに考えていらっしゃるのか。この点をお答えいただきたいと思います。

○石井(賢)政府委員 通産省といたしましては、

わが国が国際社会の主要な一員としての責任、国

際的貢献を果たしながら、活力ある産業、経済に

支えられて豊かな社会を実現していくのが八〇年

代の課題であるというふうに考えておりまして、

情報化の推進及びそれを担うデータ通信につきま

しての重要性は、先ほど郵政大臣のお答えにありま

したとおり、私どもも今後そういう八〇年代

の日本経済あるいは社会に課されました課題を達成するためにはきわめて必要なことであるというふうに認識いたしております。

あわせまして、そういった情報化の推進を図つていただくためには、回線利用の自由化の幅をできるだけ大きくしていただいて、民間の活力、創意工夫ができるだけ發揮されることによって、先ほど

おわせましたように、從来から指導してきており

ます。今後とも官民の分野調整について配意して

いただきたい、こう考えております。

データ通信の回線利用については、大枠として

先生御指摘のとおり、自由化に向かうべきも

のであると考えております。あわせて通信の秘

密、コンピューター社会のもろさ、プライバシー

の保護など、情報化社会のマイナス面にも目を向

ければなりません。こういう点を十分配意す

る必要があると考えながら、データ通信の政策を推し進めていただきたい、こう考えております。

○市川委員 大枠として自由化という大臣の御発言があつたのですが、ぜひその方向を強く推進していただきたいと思うのです。

通産省の方、時間がないようですから、質問を簡略にしてお伺いします。

いま郵政省側の、データ通信の果たす八〇年代の役割りということをお聞きしたわけですが、通産省はその役割りについてどういう認識、評価をお持ちなのか。それから、データ通信の将来、大枠としては自由化ということを通産省はどういうふうに考えていらっしゃるのか。この点をお答えいただきたいと思います。

これは考えてみますと、単に一郵政省とか電電公社という問題じやなくて、日本の社会がこれから国際化の中でどう生き延びていくかという、あるいは国際経済における競争力をどうつけていくかという、こうした非常に重要な問題だと思うのですね。ですからこれは、郵政省の枠の中の審議会で議論している限り、やはり郵政省、電電公社の考え方を優先したものから抜け出せないだろうと思うのですよ。そうじやなくて、むしろこれは総理大臣に直結するような内閣としての審議会というのですから、そういうところで広い視野で検討すべきじゃないかと思うのですね。むしろ明治以来の電気通信法という古い法律ではなくて、新しい情報通信の基本法というのですか、さつき大臣がおつしやつたような官民の分野調整もはつきりして自由化の方へ持つていくというような、そういう基本を決める基本法というものを考えるときに來ているんじやないかというふうに思うのですね。どうですか大臣、そういうことを郵政大臣としてといらうよりも、國務大臣としてそういう考え方で事実であります。したがって、郵政省でなく

上げましたような社会が実現できるような体制が組まれることを期待しておるわけでございます。だから民間に開放される、私どもそう思っているのです。うんと民間もやっていただきたいと考えております。

もう一つお話をありました、電電公社は未来の花形になろう、こういうことは私は一向感じていませんし、聞いてもおりません。私どもが主張申し上げたいのは、通信である以上やはり公正なものでなければならないし、特にデータの中には国家機密もあります。総合安全上から見た機密もござりますし、個人のプライバシーもあります。会社の機密もあります。そういうものを扱うのだから、私どもは大幅に自由化をしていきたいという考え方を持っていますけれども、そういう機密の保護、信頼性の確保というものはやはりかかるべきではないかと思うのです。むしろこれはおおかねればなりませんよ。このことを主張しておられるだけであります。

○市川委員 その国家の機密、それはわかるのですよ。そこまで自由化しろということを言つています。そこまで自由化しろということを言つてゐるわけじやないのです。ですから、さつき大臣もおつしやつたけれども、全国的、公共的、先導的技術の分野、この分野というのがどうもはつきりしないといらうことと、本氣でその分野をはつきり確立して、それ以外の分野はきちんと開放するという方針がどうもないよう見受けられるわけですよ。

○市川委員 じゃ、郵政省、電電公社でやつてあると秘密が保護できるのかということですよ。さつき何で冒頭にコンピューターの犯罪のことを聞いたかといふのは、そのことなんです。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

何か自由化のことと言ふと、すぐ電電公社や郵政

省はプライバシーだと機密だとか言うのです

が、現実に郵政省の職員の内部からこういう犯罪が起きているじやありませんか。だから、郵政省

で内閣直結の、何といいますか審議会でもつくつたらどうかといらうような御提案と存じますが、これ

て内閣直結の、何といいますか審議会でもつくつ

たらどうかといらうような御提案と存じますが、こ

れから民間に開放される、私どもそう思つて

いるのです。うんと民間もやっていただきたいと考えております。

なり電電公社の職員だと機密が守られて、民間に自由化すると機密が守られないということはないんじゃないですか。電電公社の職員の内部にもう事実起きているじゃありませんか。皆さんが言う、電電公社が持つていれば機密が守れますよな

んというのは一発で崩れちゃった、この間の事件

で。ですから、余りそれは通用しないんじゃないかな。しかも、國家の機密やそういう機密の部分まで何も民間に任せろなんて、そういうことを言つてゐるわけじゃない。それは今までどおり電電公社がやつていればいいんですから。

それからもう一つは、通信通信とおっしゃるのですが、それはおっしゃるとおり通信なんですが、しかし、コンピューターというものと通信が結びついて起きてきた事態なんですよ、これは簡単に通信だけじゃない。コンピューターの利用という問題があるのですよ。そのコンピューターも非常に最近は、昔は一台二億円もしたコンピューターが、いま一万五千円くらいの小型のコンピューターでもかつての二億円のコンピューターの機能を果たすくらい、コンピューターの技術が進歩したわけですよ。この進歩したコンピューターの技術を何とか利用したいと思っているわけですね。それを通信回線の利用形態という、通信といふことでコンピューターの利用を妨げているわけじやありませんか。ですから、何も自由化というのではなく社から仕事を全部取り上げてしまおうといふことじやないのです。通信とコンピューターはくつついているのですよ。コンピューターの利用を妨げないようにしてくれと、いうことをこちらは言つてゐるわけですよ。その点はどうですか。

○守住政府委員 四十六年からデータ通信の回線を民間にも利用できるようにしたわけでございまして、あくまでも公共的、全国的、先導的技術を算輪國務大臣 そのとおりであります。民間に処理をして、またその顧客へ返すというふうな世界の問題でございます。したがいまして、これは

通信には遠いはありませんが、コンピューターの計算をしたり演算をしたり判断するという機能と一体になつたものでございます。この世界につきましては、私ども大幅な自由化というものを考えておるわけでございます。

さらにこれから新しい問題といたしましては、情報処理というよりも通信処理と申しますか、いわゆる個々のオンライン情報処理のネットワークが現在六千システムございますけれども、その中で、あるいはそれを越えましていろんなネットワークと結合していくような通信サービス、通信業といふものの出現も期待されておる。そういう世界の問題につきましては、まさしく他人の通信を媒介し、業として行うという世界でござります。これはいままで電電公社の独占でございました。ただ電電公社の場合に、公社の場合はいわゆる電信電話という基本的な、大衆を踏まえたサービスがございますが、さらにそれを乗り越えての高度通信サービスという分野につきましては、公正な競争条件のもとに分野調整も要り、かれがいわば前提条件であるということを私どもは以前に、いわゆる電信電話との切り分けという問題もございました。

さらに通信の秘密の問題につきましては、まさしく情報処理の方の問題でなくて、広くいろんなシステムと結合した通信業の方の世界の問題になつてしまりますと、この通信の秘密を守る体制といふものの体制づくりが非常に大切になる。それがいわば前提条件であるということを私どもは考えておる次第でございます。

○市川委員 そうすると、大臣、確認いたしますが、電電公社がデータ通信を行う場合、その範囲ですね、あくまでも公共的、全国的、先導的技術の範囲にはつきりその範囲というものを決めて、それ以外の分野はもう民間のデータ通信を積極的に活用する、こういうお考え方ですか、いまの時点です。確認しておきますが、どうですか。

○算輪國務大臣 ただ、ここで先生に一つ申し上げておきたい

ことは、先ほどの質問にもございましたように、公社でもこういう犯罪が起きたじゃないか、札幌のキヤッショカードの問題だと思いますが、私はそれは非常に遺憾だと思うのです。公衆法では、コンピューターに入っているデータも必ず秘密を守らなければならないようになつておるわけですよ。そして公社という形態の中で、たとえばコンピューターに入っているデータというものを盗まれないように完全に管理しているかどうか、公社という中でそれを管理するようになつておるわけです。それが盗まれた。盗んだだけではない、それを利用して窃盗罪を働いた。これは本当に遺憾な問題なのです。

そこで、民間に開放する際に、公社では上にかぶせて秘密の保持などを守らせるようにしているのですけれども、さて民間の場合にそういうことを野放してやせたいかどうか、そこのところが他省庁との話のつかなかつたところなのです。自分が電気通信に關して必要なだけの認識なのですか。それともこれからは、高精度の通信利用のデータ通信なんというのは独占の時代は終つた、むしろ民間の活力を積極的に生み出さなければなりません。その点は、どうですか。

やつて、データ通信は、保管中のコンピューターのデータ、これも秘密の保持を厳正に守らせるようにしておるのです。民間に開放する場合にそれ以上のものをかぶせようという考え方は一つもありません。同じものをかぶせよう、そうした中で自由化を図つていいこう、こういう考え方であることを改めて答弁させていただきます。

○市川委員 ですから、自由化されても通信の秘密というものは当然守られなければならないと思うのです。そういう通信の秘密が民間に渡すと守られないと自ら自由化はだめなのだという、自由化にブレーキをかける議論にしないでもらいたいということです。それはいいですか。今までどうもそういう感じがしたわけです。民間に任せてもいいのだけれども、任せると通信の秘密が守れない

由化を阻害してきた。そういう議論に悪用しないでもらいたい。したがつて、秘密を保全することが自由化の前提として必要だということはわかります。その点はどうですか。しつこいようですが、確認しておきたいと思います。

○算輪國務大臣 それはそのとおりであります。

秘密を守らせるということを条件にして自由化を阻害するようなことは、毛頭考えておりません。○市川委員 本当は電電公社の方に聞くのが一番いいのでしようが、郵政省にお伺いしておきたいのですが、電気通信の独占の必要性、何か独占論のところがいろいろな根拠があるようですが、たとえば自然独占とか技術的統一性を持たなければならぬからとか、あるいはクリームスキミングというのですか、せつから公社が苦労して引いた回線をつまり食いついていところだけ取られてしまう、そういうことが言われているようですが、こういう独占というものが電気通信に關して必要なだけの認識なのですか。それともこれからは、高精度の通信利用のデータ通信なんというのは独占の時代は終つた、むしろ民間の活力を積極的に生み出さなければなりません。その点は、どうですか。

○守住政府委員 まず最初に申し上げたいのは、独占といふ問題は、公衆電気通信の設備と申しますがネットワークと申しますがそれの独占、こういう意味でございまして、その利用につきましては、御承知のとおりデータ通信につきましては昭和四十六年以来民間企業もその回線を借りていろいろの利用はできる、こういうことでございます。さて、そのネットワーク、設備の独占といふ問題でございますが、電信電話、国民の基本的な電気通信サービスでございますが、これを中心としての公衆電気通信事業、あまねく公平にといふことと山間僻地、離島まで国民生活に必要なサービスを合理的な料金で公平に提供するという高度な公共性を持つておりますけれども、また先生御指摘のようになりますが、これはネットワーク、総合通信でございますので、全国的な通信網が一つの技術的に統

一されたシステムで構成される必要があるわけでございまして、これを技術的統一性とも称しておるわけでございますが、そのためには長い間、戦前からもございますが、戦後、復興期を経ましてその整備のための巨額な設備投資をやってまいりました。これに一兆何千億というふうな投資を必要とするわけでござりますけれども、国民経済的な効率性という観点から二重投資の弊を避ける必要がある。これが俗に自然独占性などと称せられておりますけれども、そういう特質を有するといふことから、電電公社、公社形態でございますけれども公社による事業の独占的運営ということが認められ、かつ保護され、かつ他面では義務がある、こういうことでございます。

○市川委員 それはわかったのですけれども、いまおっしゃったことは古い議論なんですよ。いまの時代に即応しなくなってしまったわけです。言葉が切りがないけれども、そういう独占の時代は回線利用についてはもう終わった、自由化の方に向かっては、特に基本的通信サービス、電信電話を除きましては、いろいろなデータ通信を中心としてその利用の自由化というものに向かってわれわれも認識しておる、こういうことでござります。

○市川委員 電信電話を除いてというのがくせ者で、電信電話がコンピューターとつながるわけですから。

電話の場合、発展初期においては規模の経済性という点から公社がやつた、それは確かにいまおつしやられたように効率的であつたと思うのですよ。しかし、いまはマイクロウエーブとか衛星通信、そういう時代ですから、あえて公社がそういうものを独占する根拠というのはなくなりつあります。また、技術の統一といつても技

術の互換性があればいいのでしょうか。それがいま
は異なる技術と技術を接続することさえ可能にな
つてきているのですから、そういう技術の互換
性があれば、別に公社が独占していくても、民
間でつくったものとそこに互換性がありまた接続
が可能であれば、いまおっしゃられるような技術
の統一性というものは別に自由化の妨げにはなら
ないと思うのです。

回線の利用が自由化されている、自由化されて
いるとおっしゃいますが、データ通信に関しては
完全な自由化されていないんじゃないですか。共同
使用だ、他人使用だと素人にはややこしくて区別
さえわからぬようなものがあつて、共同使用の
場合はこうだ、他人使用はどうだと、かなり制約
しているわけでしょう。ですから、そんなに自由
化されていませんよ。

そこでお伺いしますが、電電公社が設備サービ
スをやっていますね。それは確かに利用は自由で
す。利用は自由ですが、これは赤字ですね。ここ
に郵政省からいただいた資料がございますが、五
十二年度で五百三億、五十三年度で五百二十八
億、五十四年度で五百一億、五十五年度で四百三
十九億円。こういう赤字が出ています。これは赤
字が一向に減りませんね。毎年毎年大体五百億前
後の赤字が出ていますね。これの赤字の原因は何
ですか。赤字の原因が何か、この赤字をなくせる
見通しですかどうですか、その二点。

○**守住政府委員**　お尋ねのように、電電公社はデ
ータ通信の設備サービスというものを民間に提供
して利用に供しておるわけでございます。お客様
の要望に応じてやっておるわけでございますが、
歴史的に見まして、技術先導的と申しますか、昔
は大型のコンピューターを共同して多数の企業が
お使いになる、こういう時代でございまして、そ
ういう先導的な役割りを果たすための設備が、い
まは分散処理の時代になつておりますけれども、
それぞれの企業がみずからコンピューターをお持
ちになつて、電電公社の回線をお借りになつて利
用されるという分野がどんどん広がつてしまいま

して、D'RESS、DEMONS等のお客も最初の想定より余り伸びない。技術革新の変化に伴います利用の実態がここにあるというふうにも見ておられます。またさるに、これは行政管理庁の方の勧告でござりますが、その運営の実態が、いわゆる地方の通信局、通信部や電話局の段階になりますと、このデータ通信の分野の人たちと一般の保守や建設や営業等々の人たちが一緒に働いておりますので、その経理面が不分明であるとか、非常に保守要員等の数が民間に比べると多いという御指摘もあります。したがいまして、このデータ通信設備サービスの方の合理化、効率化につきまして行政管理庁からも指摘を受け、私どもも指導をしておるところでございますが、一応回線サービスと込みにすればとんとんになりますけれども、回線サービスは独占の方でござりますので、設備サービスにつきましては五十九年度までの目標ということでこれが收支とんとんになるようデータ本部、電電公社においても取り組んでもらうということに相なつておる次第でございます。

○市川委員 いまいろいろなことをおっしゃって
いますけれども、官のメニューだけじゃダメなん
ですよ。幾らラーメンがおいしいといつてもラーメンばかり食べているわけにはいかないわけで、
やはり民間との競争というものは必要なのです。
これはほっぽっておきますと、下手すると国鉄の
二の舞になつてくるのじゃないですか。競争がな
いとやはりどうしてもあぐらをかく、そういうこ
とになると思うのです。

いままで自由化、自由化とおっしゃつていまし
たので、今度はもうちょっと具体的に。

今回、公衆電気通信法の改正案が、まだ委員会
には付託されていないと思いますが、閣議で決め
られていますね。この改正案に沿つて——いわゆ
る行革の方向とちょっと反するのじゃないかと私
は思うし、また、いままですごい自由化、自由化
という前向きの答弁をなすついたけれども、どうも改正案では、暫定とは言うものの自由化とは
相反する方向じやないかという疑問を感じてお
りますので、そういう観点で御質問したいと思う
のです。

まず、共同使用について個別認可制を廃止す
る、こういうことでございますが、今まで八
項目の基準がございまして、この基準に適合しな
いものは個別認可で救済する、こういうことだつ
たと思うのです。この個別認可を廃止してしまう
ということはどういうことなのか。もう基準を全
くなくしくちやうという意味なのか、それとも基準
に合わないものは一切だめだという意味なのか、
その辺はどういうことですか。

は広がる、こういうことでございます。

○市川委員 ちょっと、ごまかさないでくださいよ。ちょっとおかしいじゃないですか。それじゃ基準はなくなるのですか。そういうでしょ。

改正案によれば、基準に適合する限り共同使用を認める、こうなっていますね。

したがって、基準が残るわけでしょ。いままでは基準に合わないものは個別認可になっていたわけですよ。この基準が残る限り、基準に合わないものが出てくるわけでしょ。これは、いままでは個別認可で救済していたのが個別認可制を廃止するということは、基準に合わないものは切り捨てということになるのですかと聞いている。その点はどうですか。

○守住政府委員 全く関係のない、通信をする必要もないような人のための基準が必要でござります。それで除外することが必要でございますが、個別認可も要らないという意味は、その共同利用関係の範囲の拡大によりまして、各個別認可の判断を必要としない、業務上通信の必要さえあればこれが個別認可も必要がないという方に範囲が広がる、こういふことでござります。

○市川委員 そうなりますと、さつき大幅に共同使用の範囲が広がるのだとおっしゃられましたね。いまの八項目の基準よりも、より緩和された基準になるということだと思いますが、おっしゃつていう意味は、そのより緩和された基準といふのは、もちろん改正案が通つて政令が何かでお決めになるのだろうと、うふうに思いますが、それは基準が緩和されるのですね。緩和される基準といふのは、いま腹案をお持ちですか、どうですか。

○守住政府委員 この点は、法案を御審議いただいた後が慣例になりますけれども、私どもの物の考え方といましましては、何度も御説明申し上げておりますように、業務上必要な通信であればどちらでも共同できるようにしたい、こういう考え方でございます。

○市川委員 本当にそのとおりなのかどうかなん

ですけれども、たとえば基準は緩和される、緩和されるけれども基準は残る。その基準に、現在電話専用線を共同使用する場合の基準というのがあ

りますね、この基準をこの改正案の緩和された基準になさるとお考えではないのですか、どうですか。

○守住政府委員 共同使用という点での基準では、そういう面はございません。

○市川委員 そうしますと、これは資本上のつながりとか業務上密接な関係とか、そういう条件はつかないわけですか。業種が違おうが、資本関係がなかろうが、要するに共同で回線を使いたいという人さえいれば許しますということですか。完全自由化ですか。

○守住政府委員 先ほどのお尋ねの電話の専用線の共同専用と同じようなものでは、この共同使用を大幅に緩和した中のいわゆる緊密関係と同様のもので私どもは考えておる分野のこととございまして、一般的な共同使用の基準ということでは、先ほどもたびたび申し上げておりますけれども、業務上必要な通信であればだれでも共同使用ができる。

ただ、ここで業務上必要な関係と申しておりますのは、たとえばある共同利用で、ある方が一つの名義的なもので、通信の必要がないのにこれをほかの方と一緒に使いになるということになれば、ここにクリームスキミングの問題が出てまいりますので、それは別問題でございますけれども、業務上通信の必要があればみんな認めています。

○市川委員 じや、その業務上必要な関係というのはどういう関係ですか。

○守住政府委員 基本的な考え方とは、たびたび申し上げておりますが、業務上必要な二人以上の者であれば何でも共同利用ができる、こういう考え方

は、「相互に業務上緊密な関係を有するため、その

間の通信を必要とする二人以上の者であつて、次のいずれかの基準に適合するもの」こうなつてい

るわけですね。それで、しかも二つの基準がござりますと、この基準をこの改正案の緩和された基準の百分の十を超える株式又は出資の所有関係があること、それからもう一つ「業務上継続的取引等」があること、こう一つの基準であります。

二つの条件がついています。また、二つ目の基準にも、「業務上継続的な取引等の関係があり、かつ、その業務に関し相当程度の依存度があること」そ

の「依存度」というのは、いずれか一方にとつて相手方との取引額が自己の取引総額の百分の二十以上を占めている、こういうことがついているわけです。

ですから、共同使用に当たつてこういう条件を付さないわけですか。すると何か、業務上の関係というものを規制する基準を持つわけでしょ。

それとも全く、私たち二人は業務上に通信をする必要があるのですと、それを通してしま

うことになりますと、こういう基準がついてしまいますと、これは実際問題は共同使用の自由化ということにならないわけですね。

たとえば、カルピスの会社がある九州のお客さんから一千本のカルピスを注文された。それを在庫管理する倉庫業者に連絡する、倉庫業者が運輸業者に連絡する、そうすると運輸業者がその顧客に届ける。これは言ってみれば、一千本なら一千本の注文というメッセージがたびたびんびんと行くだけなんですね。コンピューターは通るが、情報が変更されないでそのまま行つてしまふわけ

でしょう。そちらでは、それはだめだといつわゆるデータ処理、オンライン情報処理のための自由な使用、こういうことでございますが、それは大幅な自由化をやる。

いま御指摘になりました電話の共同専用ということにつきましては、その大きな範囲の中でいわゆる緊密関係ということで、これは単にいわゆる

データ処理だけでなく電信電話的利用も認めるという分野の方を、電話の共同線の利用の緊密関係といふものの制度的な考え方をそこに導入しようとしていることでございますので、共同使用的関係

といふことでござりますので、共同使用的関係

といふことでござります。ところが、その電話的利用を認めようという分野が共同緊密関係といふもので、いまお示しになりましたような部分の考え方を採用しよう、こういうことでござります。とえばこの電話の専用線を共同使用する基準で、これは「相互に業務上緊密な関係を有するため、その

とだろうと思うんですね。じゃ、そのメッセージ

スイッチングに当たる部分をこの基準でやろうといふことですか。共同使用の中のメッセージスイッチングに当たる部分はこの基準を適用しますよ

ということですね。そこで、しかも二つの基準であります。

たとえば、「発行済株式総数又は出資の所有関

資総額の百分の十を超える株式又は出資の所有関

係」があること、それからもう一つ「業務上継続

的取引等」があること、こう一つの基準であります。

○市川委員 それはわかっているのですよ、わかつて聞いていますのですから。

そこで、そのメッセージスイッチングがこうい

うことになりますと、こういう基準がついてしまいますと、これは実際問題は共同使用の自由化ということにならないわけですね。

○守住政府委員 お尋ね、御指摘のとおりでござります。

○市川委員 それはわかっているのですよ、わかつて聞いていますのですから。

そこで、そのメッセージスイッチングがこうい

うことになりますと、こういう基準がついてしまいますと、これは実際問題は共同使用の自由化ということにならないわけですね。

○守住政府委員 お尋ね、御指摘のとおりでござります。

○市川委員 それはわかっているのですよ、わかつて聞いていますのですから。

○守住政府委員 いま御指摘になりました点がま
うわけですから、幾ら共同使用が自由になりましたと言つても、こういうメツセージスイッチングを含めた高度通信を利用しようとする中小企業におきましては、こういう関係がつくれないわけです。利用できないといふことじやありませんか。これじや本当の自由化にならないじやありませんか。それとつては、どうなんですか、その辺のお考えは。

さしく、私どもが他人の通信の媒介を業として行うという今までの電電公社の完全独占の分野を一定の前提条件のもとに道を開こうとしたまゝで、たけれども、政府部内の意見の調整がつきませんで、また時間的余裕もなくて今回断念せざるを得なかつたわゆる新しい高度通信サービスの分野の問題である、このように私どもはとらえておる次第でございまして、この問題がどうしても調整がつかなかつた分野の問題でございます。

○市川委員 調整がつかなかつたのじやなくて、どうも——まあ、それはそれでわかりました。要するに、ですから、共同使用は大幅に自由化しましたとおっしゃけれども、いままで一番自由化の阻害要因になつていていたメッシュセーフィング、この部分にまたこういう二つの基準、しかも二つの基準の中にまた二つの条件が合わさつたものがかぶされちゃうわけですから、実際問題としては締め出しなんですよ。やはり限られた人しか使えない。それもややこしいわけです、この基準といふのは、これじや何にも自由化にならないのですよ、大臣、これは自由化、自由化と言おうけれども。こういう条件で使える人なんて、ごく限られてしまいますが、そういう認識をしっかりと持つてもらいたい。これをもつて自由化だなんて、僕はとんでもないと思うのです。

— 1 —

政省も受け入れたと思うのです。

政省も受け入れたと思うのです。
ここに、たとえば、要旨ですが、「業務上緊密な関係にある中小企業者のために使用されるものに限り、一定の条件の下に、他人の通信の媒介を認めよう措置すること。」こうあります、ここで言ふ業務上の緊密な関係、これは何か具体的なことを想定されておられるのか。この二点を郵政省、それから通産省両方にお聞きしたいと思います。
○守住政府委員 共同緊密関係と申しますのは、電話の専用線の緊密関係と同じように考えておる次第でございます。
「一定の条件」につきましては、やはりこれが通信の問題、通信秩序と関係する問題でございますので、一定のチェックは必要ではないか、こういう考え方のものとに、またその範囲の問題もございますので、この点につきましては電電公社と早急な調整を図つて検討しながら決めてまいりたい、このように考えておる次第でございます。
○岡松説明員 お答え申し上げます。
「業務上緊密な関係」につきましては、郵政省から受けております説明は、先ほど来先生が引用された点でございますが、電話の共同使用の緊密関係の場合と同じく、法律六十六条にあらわれておる「業務上緊密な関係」がここにも適用されるというふうに説明を受けておりまして、さよう了解いたしております。
それから「一定の条件」という点につきましては、この範囲についてまだ手続とそれから通信の範囲が残つておるわけでございますが、これにつきましては今回のその行政改革の精神、それにのっとって手続は決められるものというふうに考えておりますし、また通信の範囲につきましては公社との調整を踏まえて検討ということでございまして、この点につきましては郵政省、行政管理庁、通産省三省庁間で十分相談、調整が行われるもの、そのように了解いたしております。まだ現

○市川委員 通産省も余りここで郵政省とけんかはしたないのでしょうが、もうちょっと通産省らしい答弁をしてほしかったのです。

要するに、共同使用についてさっしき申し上げました。いま他人使用についても聞いているのです。が、この他人使用の業務上緊密な関係というこの基準は、いまの御答弁だとやはり電話の共同専用契約締結基準になるとおっしゃっていましたね。やはりこの基準がまた非常にやかましい基準ですね。大臣、何で自由化なさるのに、こういう百分の十を超える株式または出資の所有関係、いわゆる資本のつながりですね、資本のつながりがなければいけないとか、取引の依存関係が百分の二十九をはずれか一方が占めているとか、そういう取引

の依存関係とか資本の関係があれば自由に使って結構ですよ、なければだめですよという一回總論の利用についてコンピューターの技術革新の成り果を利用しようとしておるわけですよ。日本を活力ある社会にしようとするわけでしょう。それに当たって、何でそういう資本の関係がなければいけないのか、取引の関係がなければいけない、あるいは人間といい、ない人はだめだ、これは何にも合理的的、論理的な基準じゃないじやありませんか。何でこういう基準を設けてこうやつて阻害しなければならないのですか。

承認のとおり業務上緊密な関係を有することがござ
要というふうに相なっております。この業務上緊
密な関係というものを定めるに当たりましては、
その事業の目的、内容あるいは具体的な取引関係
は社会通念に基づいて判断する必要があるといふ
ことのために、具体的な基準として共同利用する
利用者の資本関係及び取引関係を用いたものでござ
ります。

これは、本来電話の専用線というものが、専用線の利用者が原則本人ということではござい

すけれども、本人に近い関係、いわば準本人とい

すけれども、本人に近い関係、いわば準本人といふような物のとらえ方をしておりまして、準本人ともいうべき者にも専用線の共同利用を認めるために「業務上緊密な関係」こういうことを概念として用いておる次第でござります。

今回の法改正におきまして、データ通信の方につきましても、その共同使用におきまして業務上緊密な関係があれば電信電話的利用も認めるとのことからものでございます。

○市川委員 ですから、基本の本質部分においては自由化していないんですよ。電話的使用といふのは本人、身内という考え方でしょう。この基準は、そういう販売会社と製造会社とかあるいは緊密に依存関係がある、ある資本系列とかある商売の系列とか、そういう身内の者に限つてメッセージングを含めた自由化を認めようといふことであつて、結局その発想がこれは単独形態の変形なんです、言つてみれば。ある大きな会社がある、その中ではいいですよと認めてきたものを、その会社がたまたま商業政策上販売会社と製造会社に分かれたとか、そういうものはいいんだ。ですから、単独形態の変形を認めているにすぎないんであって、こんなものは何も自由化しないやありませんか。こんな古い考え方では、八〇年代の、さつき大臣のおしゃつたような年力は日本の社会から生まれてきませんよ。それも申し上げておきたいと思うのです。

もう一つ重要な問題をお聞きしたいのですが、この田中裁判では、本措置は、他人使用的回線を利用全体の新たな在り方につき結論を得るまでの間の臨時暫定のものとする。さらに「政府は、他人使用的回線利用全体の自由化のあり方についての結果が得られるのか、これをお聞きしたいと思ふます。

し上げておりますように、公衆電気通信秩序の関連、通信の秘密や信頼性の確保等、そういう通信秩序が維持されることを前提としたとして鋭意検討を行いまして、できるだけ早期、私どもとしては次期通常国会までを目指したいという気持ちでおるわけでございますが、早期に結論を得たいというふうに考えておる次第でございます。

○市川委員 もう一つ、今回のこの田中裁判並びに改正法案では、高度通信サービスの一つであるメールボックスサービスといふものを認めるお考えなのかどうなのか。それはどうですか。

○守住政府委員 この通信の範囲につきましては、電電公社との十分な協議ということを前提にいたしておりますので、電電公社とも十分協議をしながらこれについて今後検討してまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○市川委員 臨時調査会第二次答申の中で、次のような措置をしておるわけですね。「必要最小限度の規制範囲を明定するため、ネカティーブリスト方式を用いる。」第二臨調の答申ではこうなっておりますね。しかし今回行管局が国会に提出した行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案というこの法律案の中に、いわゆるいまの改正案が入っているわけですが、この電気通信に関する改正案では依然として従来のポジティブリスト方式を用いようとしているわけですが、これは臨調の方針と異なるんじゃないですか。その点はどうですか。

○守住政府委員 こういう共同使用の郵政省令とかいろいろな基準につきまして現在検討中でござりますけれども、ネガティーブリストで書くべきしておられます。ただこういう問題に当たつてより大切なことは、やはりその判断の物差しというものを明確にすることが一番大切だというふうに考えておりまして、この意味で言いますとネガかポジかというのは非常に立法技術上の問題といふらくな

面にもなってまいるわけでございまして、より明確な方法によるのが妥当ではないか、このように考えておるわけでございます。

データ処理のためのデータ通信回線利用ということにつきましてのいろいろな省令なり基準なりの書き方の問題でございますけれども、より明確な方針があるかどうかの差でもあるかもしれませんのが、そうじゃないと思うのですね。ネガティブというのではなく、こう考えておる次第でございます。

○市川委員 ネガとポジの本質的な差は、そんな物差しをつくつて、こう、こういう精神で推進していくことが、そうじやないと思うのですね。ネガテイブというのは、最低これはだめです、だめなものを見つかり明示する、それ以外は全部自由です、こ

れがネガの本質だと僕は思うのですね。ポジは、こまでもそれがいいよ、これはいいよ、あとはやつていいのだかやつてはいけないのかわからないという、非常にあいまいさが残る。それを見抜いているからこそ、これが全然規定しなければならない。行政の簡素化に全然逆行すると思うのですよ。

○市川委員 それから、臨調では「データ通信回線の利用については、不特定多数を相手にもっぱらメッセージングを行なうシステムを除き自由にする」と書いてあるのです。こういう方向性とかも逆行するんじゃないですか。どうですかそれは、逆行しませんか。

○守住政府委員 先ほどのネガの問題、なるべくネガで書きたいというふうな気持ちで取り組んでおるわけでございますが、何せこの世界は技術の進歩というのが非常に激しいと申しますが、いろいろな新しいメディアとか新しい通信サービスありますけれども、その精神は、ネガというふうな場合はいい、ある場合はいい、ある場合はずだといふふうな意見、声があることは承知はいた

ります。
それからもう一つのお尋ねのは、これは全体論だらうと思うわけでございますが、今回の第二次答申につきましては、政府全体といたしましても郵政省といたしましても、基本的な通信秩序、通信政策とのかわりもございますけれども、この答申を最大限尊重していきますし、なお残された問題、いろいろお尋ねがございましたが、これにつきましては継続して取り組んでまいりたい、このように考えておる次第でございます。

○市川委員 ソ連の社会なんかでは、八百万種類の価格を国家計画委員会で決定している。ですから、一つの商品の価格を決定するのに十年かかってしまう。十年かけて価格を検討してしまって、どうもかないわけですよ。要するに同じことなんですよ。何か許認可で抑え込もうたって、技術はどんどん変化してしまう。その法律ができたときには現実が全然変わってしまう。ですから、最低限のことをしっかりと押さえたらあとは自由化する、民間の活力をもつと活用する、このくらいの気持ちがなかつたらデータ通信なんというのはだめだと思うのです。アメリカをもうちょっと見たらいいと思うのです。何もアメリカのまねをしろということを言うのじゃなくて、アメリカはかなり大胆に自由化したでしょう。

そこで、時間も迫ってきてますので、メッセージングについて具体的にお伺いしたいと思うのです。どちらもこのメッセージージングスイッチングというのには、電信電話的な通信回線の利用ということでは、ある場合はいい、ある場合はだめだ、こう言つては失礼ですが、非常に郵政省とか電電公社の恣意的な判断というのが入り込む余地がある。みんな困つてしまふわけですね。

そこで一つ具体例をお聞きしますが、数字で一〇と入力して、電算機が翻訳して端末にかたかなかで「ドロボウ」と出てきた、これはメッセージージングですか。どうですか。

○守住政府委員 いまのお話の例でございますけれども、それがどのよろづなものか具体的なイメージ

がなかなかわからないわけでござりますけれども、(市川委員「数字がかたかなに変わったのが、メッセージングスイッチングになるのかならないのかと聞いています」と呼ぶ)そこだけを抜き出しました。ものでは、われわれとしてもなかなか判断しにくいたわけですが、いわゆる通信処理の中ではメディア変換というのがございますけれども、

タ입ライター型端末から入力いたしまして、その入力された情報が内容が全く変更されなくてファクシミリ端末に出力されるというようなもの、これはやはり通信を行うための通信処理というふうに私どもはとらえておるということでございます。

○市川委員 だから聞いているのですよ。一〇で入れたものが電算機を通つたら「ドロボウ」で出てきたのは、メッセージージングスイッチングかどうかと聞いているのです。答えてください。

○守住政府委員 お互いの約束事のことだらうかと思うわけでございますが、一つの通信規約と申しますか、したがいましてこれはメッセージージングスイッチングになるのではないか、このように考えております。

○市川委員 こうやって数字で入れたものがかたかなで出てくる、明らかに電算機が翻訳という処理をやっているわけでしょう。それを認めないわけですよ、電話的に使つてあるのだと。こういうことじや、そんな発想は因循こそくです。

それからもう一つお伺いしますが、たとえば証券番号五四〇四と入力した、電算機を通つて出てきたらかたかな漢字で「A鋼管会社」と出た、これははどうですか。これもだめですか。

○守住政府委員 そういう例等々につきましては、さらに御指摘のようなものも踏まえまして、その部分だけ実際の仕組み、システムで今後通産省とも十分詰めていきたい、このように考えてお

○市川委員 要するに、現場ではこういうことが困っているわけだ。メツセージシステムがはいけませんと言ながら、メツセージシステムのはつきりした定義をあなた方が持つてないのじゃありませんか。それで全体のシステムだシステムだと、何かわかりづらい大きな分野に巻き込んで、けちつけるわけでしょう。だから、質問通告も十分にやっているのだし、検討してはつきり答えてくださいよ。

これは大臣、どうですか。こんなことでは、八〇年代の情報化社会、活力だなんて成りませんよ。こういうことまでうるさく、認可するかしないかなんてことに口を挟んでいるようじや、これじゃ全く窮屈な社会をつくろうとするものじやありませんか。

五四〇四で入れたらこっちの方に「A鋼管」で出た。数字がかたかななり漢字に変わった、これもメツセージスイッチングなのかどうなのかと聞いているわけだ。さつきはメツセージスイッチングですと言つたのですが、いろんな種類があるわけですよ。こういうものを一々郵政省で許可していくのがどうか、電電公社でいいのかどうかを考えながら、共同使用許可になるのかどうなのか、許可にならなかつたらどうしよう、こんな状態に置いているわけですよ。だから、許可にならないのだったら、莫大な投資したってだめなんですからね、やらないですよ。こういうことで実際苦しめていくわけだ、自由化、自由化と言いながら。

ですから、それじや現実にはどう処理しているのですか。数字で入ったものが電算機で翻訳されてかたかなや漢字であらわれてくる、これはメソジスイツチングである、こういう定義で現実のいまの行政では処理しているのですか、それはどうですか。

○**守住政府委員** コンピューターの方でいろいろな情報を処理加工していく場合は情報処理、データ処理というふうにとらえているわけでござりますが、内容を変更することなくそれがコンピューターの蓄積交換機能によつて電送されるといふものは規制を要する通信である、このように考えておる次第でござります。

○**市川委員** ですから、そういうところに何でわからないのですよ。

ル通信、こういういろいろな形態がありますが、それぞれの分野に競争原理を導入して民間の活力を生かしている。したがって、新しい需要が掘り起こされて、料金が非常に安くなっているとか、いろいろなメリットが生まれておるわけですが、日本では営業的なことはすべて電電公社と国際電

私は、電電公社をなくしたいと言つておるわけじやなくて、電電公社のデータ通信部門について公平な土俵を設定して、そしてその土俵の上で、自由競争を前提として電電公社もデータ通信サービスをやる、しかし同時に民間もやる。何も、民間に有利で電電公社に不利な条件をつくれといううことを言つているわけじやない。全く同じ条件を認めてあげて競争させる、そういう方向を目指すのがこれから八〇年代を見た場合のデータ通信政策の本来のあり方だと私は思うのですが、その点について大臣の御見解を承つて、質問を終わわりたいと思います。

線にコンピューターを接続し付加価値をつけた新しい通信サービスについては、一定の規制のもとに民間企業の参入を認めていきたい、電電公社との間で公正な競争が行われるようすべきであると私も考えております。この制度づくりのための法律の制定についてただいま検討を統けていると

るというお話をございましたけれども、やはり今まで独占でやっておった通信業を民間にも許すことになるわけでございますから、だれにでもかれにでも自由化で規制なしにやるということはならないと思うのです。

たとえば、先生もお持ちでしよう、私も持つて

ころであります。次の国会までにはつくりたい。
残念ながら、今回は政府部内で調整がつきません
でしたので継続検討となつたことは先生も御承知
のとおりであります。しかし、各界の専門家の意
見も徴しながら、できるだけ早く政府部内の調整
を済ませて、この制度の創設を図りたいと考えて
おります。

つけ加えて申し上げますと、先ほどから先生
は、それじや自由化じやないのじやないか、ああ
でもない、こうでもないというへ理屈をつけてい
ります。

それから付加価値通信についても、一定の規制
というのは当然必要なのでしようが、電電公社に
有利で民間に不利だという規制では意味がないの
で、ぼくが言っているのは、一定の規制はいいで
すよ、そのかわり電電公社もその規制に服する、
同じ条件で、同じ土俵で競争させる方向を考え
おられるのですか。それなら話はわかるのですけ
れども、それが何か電電公社の独占的優位性とい
うものを残しながら一定の条件で民間を認めよ
う、これじや認めたことにならない。やはり最終

的には同じ土俵でどうぞ、ある一定の規制は受けられるけれども両方が同じ土俵で競争するのだ、趣旨はこういうことですか。

○箕輪国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、この分野における民間の参入は認めるべきだ、私も同じ考え方であります。

電電公社が今まで行っていた。競争相手がでてきたわけです。その競争相手と公平な競争をしてもらおう、それはやはりルールも同じでなければなりません。電電公社にかぶせてる規制は同じようにもかぶせなければならない。同じじようにも民間にもかぶせなければならぬ。同じじよう考えであります。

○市川委員 わかりました。

多少質問が残りましたが、また行革法案に関連しておりますので、以上で終わります。

○石井委員長 次に、上田卓三君。

○上田(卓)委員 郵政省に質問する前に、午前中わが黨の上原委員から御質問ありましたように、

三公社五現業の期末手当の問題につきまして、きのう政府は自民党の国対委員長を通じて労使の問題には介入しない、こういう回答であったようですがござりますが、その後、夜分内閣審議室長の石川さんがそれを否定するような発言があり、いま国対でもお話し合いをしておるようございます。そういう関連もございましてその部分の質問についても留保させていただきまして、委員長の方に十分御理解いただきたい、このように思つております。

さて、今回かかるところの設置法でございますが、まず電気通信審議会設置に対する基本的な立場をお聞かせいただきたいし、同時に、この電気通信の重要性、情報化社会における結果たす役割り、こういうものにならうかと思うわず大臣からお答えをいただきたい、このように思います。

○澤田(茂)政府委員 電気通信審議会の設置につ

いての御質問でございますが、電気通信の近年における役割りの増大と多様化の進展に伴いまして、経済、産業、社会、文化等広い分野においても、データ通信あるいは画像通信等新しい通信手段の出現、また電電公社の資材調達問題等に見られるような、わが国の国際化の進展に伴いまして発生いたしました諸問題で広範かつ複雑な課題が山積をしているわけでございます。

こういうような情勢のもとで、今後の電気通信の発展に期待する国民の要請にこたえまして総合的な電気通信政策の策定及び電気通信行政の諸課題を立てるためには、電気通信の諸問題について長期的視点に立って調査審議する機関ととしての電気通信審議会の役割りというものに大いに期待をいたしているところでございます。

なお、現在郵政審議会の電気通信部会というところでは電気通信行政についての御審議をいたしているところでございますけれども、電気通信行政の重要性の増大にかんがみまして、また片方郵政審議会で行つておられます他の三部会で郵便、貯金、保険という郵政固有の三事業についての審議をいたしているわけでございますが、これらに

なお、電気通信審議会を設置するに当たりましては、現下の厳しい行財政事情にもかんがみまして、既存の審議会の合理的な再編成によることとしたしまして、郵政審議会を改組するとともに有線放送審議会を廃止して、当審議会の設置をお願いを

ておるというところでござります。

○上田(卓)委員 電気通信審議会の任務といふ

の具体的な説明をしてもらいたいし、同時に、現状の隘路をどのように克服するのか、そういう点についてお答えいただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 電気通信審議会についての任務等についてでござりますけれども、電気通信

につきましては、ただいま申し上げましたように、この電気通信の役割りというのが大変増大をいたしまりまし、多様化をしてきておりますが、そういう基本的な問題についてでござります。

さて、今回かかるところの設置法でござりますが、まず電気通信審議会設置に対する基本的な立場をお聞かせいただきたいし、同時に、この電気通信の重要性、情報化社会における結果たす役割り、こういうものにならうかと思うわず大臣からお答えをいただきたい、このように思います。

○守住政府委員 官房長からお話し申し上げましたように、今までの電気通信部会、利用者との接点の、特に料金の問題、もちろん有線テレビジョン放送の問題もございます。これは有線の方の世界でございますので、それのCATVの有線施設の許可という問題もあわせてこの電気通信専門の審議会で取り組んでいこう。特にいま御指摘の、いまではどちらかというとそういう利用者の接点の料金の問題等々がございましたが、さらく八〇年代を踏まえましての新しいメディアと

いうものが技術の進歩とともにどんどん開発されおります。データ通信の問題もその一つでござりますし、さらには衛星通信とかいろいろな、多能率的な行政を行なうための電気通信行政の諸課題について長期的視点に立つて調査審議する機関としての電気通信審議会の役割りといふものに大いに期待をいたしているところでございます。

それからさらに国際化というお尋ねの点でござりますけれども、国際通信についても、質的に見ても量的に見ても非常な進展を見ております。データ通信あるいは画像通信等につきましても、質的に見ても量的に見ても非常に進展を見ています。

いますけれども、国際通信につきましても、質的に見ても量的に見ても非常に進展を見ています。データ通信あるいは画像通信等につきましても、質的に見ても量的に見ても非常に進展を見ています。

○上田(卓)委員 審議会の構成について一体どのよう見解を持っておるのか、詳しく説明していただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 電気通信審議会の構成等についてでございますが、政令で内容等については定めるということに設置法上なつてあるわけですが、設置法上なつてあるわけですが、私ども現在考えておりますところは、

委員の定数は二十名以内という予定をいたしております。なお、委員の任命等については郵政大臣が行なうということになるわけですが、専門委員あるいは臨時委員という方々の任命もできるようにしてまいりたいし、なお審議会の運営に当たましても、部会等の構成といふものについてでございますが、私ども現在考えておりますところは、委員の定数は二十名以内といふふうに考えております。

○上田(卓)委員 電気通信事業の将来展望、それと国際化の動向といふものについてどのようにお考えでしようか。

○守住政府委員 審議会の構成について一体どのよう見解を持っておるのか、詳しく説明していただきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 電気通信審議会についての専門的といいますか、あるいは社会的、人間工学

的等、あるいは本当に理解のある民主的な幅の広い層から構成することが大事ではないか、このよう思つておりますので、最後に大臣からそういう構成について決意を述べていただきたい、このように思います。

○箕輪国務大臣 委員の具体的な人選に当たりましては、電気通信行政のあり方が経済・産業、社会、文化など広範な分野に大きな影響を及ぼすことにかんがみまして、広く各界の有識者を網羅し、審議会の構成が真に国民を代表するにふさわしいものとなるよう、十分配意いたしたいと存じております。

○上田(卓)委員 あと幾つかの関連質問に移りたい、このように思います。

最近、民間の宅配便が非常に伸びてきておりまして、マスクでは宅配戦争ではないか、こういうような表現も使われておるようでございます。このように民間サービスが普及したことによって、小包郵便にも少なからず影響がある、このように思われるわけでございまして、一昨年の十月に小包郵便の料金改定を行つたと聞いておるわけでございますが、その後の小包郵便物の利用状況はどうなつておるのか御説明いただきたい、このよう思ひます。

○魚津政府委員 ただいま先生仰せのとおり、五十五年十月から料金改定を小包についてはさせていただいたわけでございます。十月以降の引き受け物数が減少してまいりまして、五十五年十月から五十六年三月まで、前年度に比べまして一八・八%減少いたしまして、五十五年度一年通算しますと、七・七%減少したということに相なつているわけでございます。

ところで、本年度五十六年度でございますが、四月から一月までの数字を私ども持つておるわけでございますが、それによりますと前年の同期に比べまして一六・二%の減少、こういうのが実情でございます。

○上田(卓)委員 小包料金の改定後の物数の減少が大変大きい、このように考へるわけであります

が、料金改定の影響ばかりではなく、このよう

に考へるわけであります。やはりその背景にはうに思つておりますので、最後に大臣からそういう構成について決意を述べていただきたい、このように思ひます。

○箕輪国務大臣 委員の具体的な人選に当たりましては、料金改定がありますと約二年程度は小包の物数は減つてくるというのが実態でございます。しかしながら、その後回復をするという推移をたどるわけでございます。し

かしながら、ただいま先生のお話にもございましたが、最近、民間の運送業者が小型物件の輸送分野に著しく進出して、これら民間のサービスと一緒に競合する面が生じておるというようなことになります。しかししながら、その場合にござります。しかしながら、その後回復をするという推移をたどるわけでございます。し

かしながら、ただいま先生のお話にもございましたが、最近、民間の運送業者が小型物件の輸送分

して、やはり交通の不便な遠隔地とかあるいは離島とか、そのように住民生活上欠くことのできないものではなからうか、このように考えておるわけでありまして、そういう意味で全国津々浦々に配達網があつてきわめて公益性が高い、こういうふうに考へざるを得ないと思うわけであります。

○奥山政府委員 お答え申し上げます。

小包郵便物の収支状況でございますが、先ほど

先生が御指摘になりましたように、昭和五十五年

の十月一日をもちまして料金の改定をいたしました結果、五十五年度の原価計算で申し上げますと、前年に比べまして若干収支は好転しております。現在時点での一番新しい収支状況を申し上げます。現在時点での一番新しい収支状況を申し上げます。ただし申し上げましたように、前

年に私ども分析をしておるところでございます。

○上田(卓)委員 それに関連して、小包郵便の収支は、現状はどうなつておりますか。

○奥山政府委員 お答え申し上げます。

して国鉄の小荷物運賃や物価の状況等を参考して決めることになつておるといったような事情か、必ずしもコストに見合った料金が設定されないといったような事情でございます。しかししながら、小包郵便物はいずれにいたしましても高度の公共性を有している事業でございまして、今後ともそのサービスを十分に維持していくために、かように考える次第でございます。

○上田(卓)委員 いまのお答えにもありますように、小包郵便といらるのはいわゆる民間の宅配便となりて、やはり交通の不便な遠隔地とかあるいは離島とか、そのように住民生活上欠くことのできないものではなからうか、このように考えておるわけでありまして、そういう意味で全国津々浦々に配達網があつてきわめて公益性が高い、こういうふうに考へざるを得ないと思うわけであります。

一部に小包郵便を廃止して民間に任せろという意見があるよう聞いておるので、私、これは絶対間違いであります。一方で小型物件の輸送といふことに進出する現状からしますと、この際にそういふ赤字の部門をなくしたらどうだという御意見といふのは、先生のただいまのお話にもございましたとおり、私どももそういう意見のあることは承知いたします。

○魚津政府委員 小包が赤字である、そのこと

が郵便全体の赤字という要素になるんじやない

か、民間で一方で小型物件の輸送といふことに進

出する現状からしますと、この際にそういふ赤字の部門をなくしたらどうだという御意見といふのは、先生のただいまのお話にもございましたとおり、私どももそういう意見のあることは承知いたします。

しかししながら、これも先生のいまのお話に出ておるわけでございますが、現在民間の業者によるサービスエリアといふものを私ども考へてみます

この理由でござりますけれども、先ほど郵務局長が申し上げましたように、宅配便との競合關係、あるいは小包料金が郵便法三十一条によりま

かカバーはしておりません。

〔委員長退席、愛野委員長代理着席〕

言つてみれば、探算のとれる地域を民間の業者がサービスエリアとする、こういう現状でございます。したがいまして、私ども郵便局の窓口が二万三千ございますということと、全国をその配達網として完全にカバーをしている現状からいたしまして、國鐵の小荷物運賃や物価の状況等を参考して決めることになつておるといったような事情か

事ではないかといふうに私は思つておるわけですが、今後とも小包というものについては郵便局落とすということは絶対しないで、小包の需要を拡大する、そして小包に要する経費を節減する形で努力をしていかなければならぬといふことが、私ども小包部門における将来展望と心構えというふうに考へておるところでございます。

○上田(卓)委員 小包郵便については、サービスを改善するなど需要の喚起を図ることが非常に大事ではないかといふうに私は思つておるわけではありません、そういう点で経営上改善すべきいろいろな点があるだろうというふうに思うわけでありますが、そういう点について具体的にどのように考へておられます。

○魚津政府委員 私どもの小包の需要喚起策といふことでそのいわばモデルになるのは、まず民間のサービスの実態でございます。民間のサービス

を改善するなど需要の喚起を図ることが非常に大事ではないかといふうに私は思つておるわけではありません、そういう点で経営上改善すべきいろいろな点があるだろうというふうに思うわけであります。したがいまして、私ども郵便小包に比べましてスピードが速いという点が一般的でございます。それから料金といふことになりますと、重さとか送達する距離によつてどちらが安い、ということは必ずしも言えないと私は思つておる。それから取り集めのサービスですね、ピックアップサービスといふような点も、民間の業者のサービスとして私ども検討しなければならない点だと思つております。

そこで、小包の需要喚起のために現在私ども実行的いろいろ検討をしているところでございます。その中身についてはいまの時期にこの場ではちょっと差し控えさせていただきたいと思いますが、考え方いたしましては、国民のニーズのうちのスピード指向という点が何といつても大きい

と思いますので、そのスピード指向にこだえるサービス改善、それから郵便のサービスの特性、郵

便でなくてはできないというようなサービスを考えながら目下具体的に作業を進めているところでございます。

○上田(卓)委員 サービスの向上とか改善あるいは経営の改善等を図ることは非常に大事だと思いますが、それが同時に働く人の超過負担といいますか、そういう圧迫にならないよう十分分配慮してもらいたい、このように思います。

次に、ことしの六月から公共料金等の自動払い込み制度を実施するということでありまして、郵便局でそういうことが扱ってもらえるならば非常に助かる、便利になるということで国民の評判も非常にいいのではないかと、私も全面的に賛成であります。

特に新聞等でも、これは投書欄でありますけれども、三月十一日の毎日新聞では「今でも銀行の自動払い込み制度はあります、あまり銀行に縁のない、郵便局のわざかな貯金だけが頼りのサラリーマンにとって、郵便局は近所づき合いのような気安さがあります。」こういうようなことを述べるようですが、また十八日付の朝日には「特に農村では、身近に利用が出来て便利になり、大変うれしいことです。それなのに、民業は「ルール違反と反対運動を展開していく構え」と、ただ銀行協会などにおいても何か商売がたきと言わぬばかりに反対抗議をしているというようなこととなの、どうして邪魔をするのですか。」こういうように問い合わせております。

銀行協会などにおいても何か商売がたきと言わぬばかりに反対抗議をしているというようなことも聞いておるわけですが、これに対する郵政省としての決意というのですか、そういうものを大臣からひとつお答えいただきたい、このように思います。

○鴨政府委員 大臣からお答えいたします前に、事務当局からの御説明をさせていただきたいと思ひます。

いま先生御指摘のように、新聞投書等にもございましたことは私ども承知をいたしておりますが、郵便貯金につきましては、いわゆる個人金融

の基幹的な存在であるという自覚のもとに国民の皆様に対するサービスをいろいろな形で提供してまいっております。この六月からは公共料金等の自動払い込みを実施するということにいたしておられます。これが国民の皆様の強い要望におこたえしようということで、実は昭和四十八年から為替貯金のオンライン化計画を立ててそれを推進しまいました中で、まだしばらく先でございま

すが、この五月になりますと全国の郵便局の中でも七〇%、利用していただける人口の比率では約八〇%に達する方々にサービスが提供できるという状態になつてしまつておるわけでございます。

これまでも、このオンライン化のメリットを生かしました、たとえば既存のサービスの改善を初めとしまして総合通帳といったサービスの改善に努めてきたわけでございますが、今回、お支払いをいただく方の通常貯金から、料金を受け取る側のいわば収納事業者と申しますが、その郵便振替口座に継続的に自動払い込みの取り扱いをしようとすることを考えたところでございます。

これも昨年十二月の新聞社の調査によりまして、いまの段階では国民の皆様方からの御希望の一番強いものというふうに私ども承知をいたしておるものでございますが、ただいま先生の御質問にございました民間金融機関からの御希望の一一番

店のないようなところ、そこには郵便局がござりますので、このオンラインシステムを活用して、自動払い込みは六月一日から実施したい、こう考えております。

そこで郵便貯金の件でございますが、特に最近の郵便貯金の増加というのですが、減っているのに対する考え方でございますが、先ほど申しましたように昭和四八年以來オンライン化を計画してきて、その普及がかなりな程度に達したところの払い込みサービスの二つの組み合わせ、これは現行法の枠の中で郵政省令、つまり郵政大臣の権限の中で措置ができるというものでございまして、それでおります通常郵便貯金の払い戻しと郵便振替の払い込みサービスの二つの組み合わせ、これ

は六月からひととおりお答えいただきたい、このようないう状態を踏まえ、なつかつ、これまで実施をしております。そういうことでこの六月からの実施を予定いたしておるものでございます。

御承知のよう、昨年三大臣合意というものが行われまして、預金利の決定等についての金融問題につきましての決着がついたわけでございました。

○鴨政府委員 大臣からお答えいたしました前に、事務当局からの御説明をさせていただきたいと思ひます。

いま先生御指摘のように、新聞投書等にもございましたことは私ども承知をいたしておりますが、郵便貯金につきましては、いわゆる個人金融

です。われわれといたしましてはいま申し上げましたように、事業の合理化、効率化の観点から、いわゆるエレクトロニクス時代の個人金融サービスにふさわしいサービスということで、できるだけ皆様方に御利用をいただこうということで対処しているところでございます。

○篠輪國務大臣 ただいま局長からお話ししたとおりでございますけれども、先生御心配の銀行協会等のお話がございましたが、これは、ただいま局長が説明した昨年九月三十日の、郵貯戦争の結果、三大臣の合意、あれに反するものではございません。先生も大変期待をされて御発言をされておりましたが、六月一日からは実施したい、こう考えております。特に銀行等においては、民間金融機関は十年も前から始めていることでございま

す。ただ、銀行のあるところはいいが、銀行の支店のないようなところ、そこには郵便局がござりますので、このオンラインシステムを活用して、自動払い込みは六月一日から実施したい、こう考えております。

そこで郵便貯金の件でございますが、特に最近の郵便貯金の増加というのですが、減っているのに対する考え方でございますが、先ほど申しましたように、昭和四八年以來オンライン化を計画してきて、その普及がかなりな程度に達したところの払い込みサービスの二つの組み合わせ、これは現行法の枠の中で郵政省令、つまり郵政大臣の権限の中で措置ができるというものでございまして、それでおります通常郵便貯金の払い戻しと郵便振替の払い込みサービスの二つの組み合わせ、これ

は六月からひととおりお答えいただきたいと思ひます。そういうことでこの六月からの実施を予定いたしておるものでございます。

○鴨政府委員 那ひとつは、住宅ローンとか進学ローンといつておられます。ただ、銀行のあるところはいいが、銀行の支店のないようなところ、そこには郵便局がござりますので、このオンラインシステムを活用して、自動払い込みは六月一日から実施したい、こう考

えております。

○上田(卓)委員 ゼひともそのようにお願いしたいと思います。

そこで郵便貯金の件でございますが、特に最近の郵便貯金の増加が芳しくないというのですか、景気の後退というのですか、そういうものに影響するところが多い、このようないう状態を踏まえ、なつかつ、これまで実施をしております。そういうことでこの六月からの実施を予定いたしておるものでございます。

○鴨政府委員 那ひとつは、住宅ローンとか進学ローンといつておられます。ただ、銀行のあるところはいいが、銀行の支店のないようなところ、そこには郵便局がござりますので、このオンラインシステムを活用して、自動払い込みは六月一日から実施したい、こう考

えております。ただいま申し上げましたような五六六年度の状況と比べてみると、この伸び悩みの状態にござります。これが、景気の後退というのですか、景気の後退といつておられます。これが返済の負担が大きくなっています。その家計の可処分所得の伸び悩みの状態にござります。

○上田(卓)委員 いずれにしても、景気が芳しくないというのですか、景気の後退といつておられます。ただいま申し上げましたような五六六年度の状況と比べてみると、この伸び悩みの状態にござります。これが、景気の後退といつておられます。これが返済の負担が大きくなっています。その家計の可処分所得の伸び悩みの状態にござります。

○上田(卓)委員 いずれにしても、景気が芳しくないというのですか、景気の後退といつておられます。ただいま申し上げましたような五六六年度の状況と比べてみると、この伸び悩みの状態にござります。これが、景気の後退といつておられます。これが返済の負担が大きくなっています。その家計の可処分所得の伸び悩みの状態にござります。

○鴨政府委員 やはり基本的には、日本の経済成長、そして家計の可処分所得との関連といつてかかる、そういうものに影響するところが多い、このようないう状態を踏まえ、なつかつ、これまで実施をしております。そういうことでこの六月からの実施を予定いたしておるものでございます。

○鴨政府委員 やはり基本的には、日本の経済成長、そして家計の可処分所得との関連といつてかかる、そういうものに影響するところが多い、このようないう状態を踏まえ、なつかつ、これまで実施をしております。そういうことでこの六月からの実施を予定いたしておるものでございます。

○上田(卓)委員 経済の問題については郵政省に言つてもどうかと思いますけれども、大臣がいま

内閣の高金利政策もありますが、同時にやはり、国

内需の拡大、こういうことがぜひとも大事ではないか、そのことが郵便貯金に反映してくる、私はこういうように理解をするものであります。

さて、テレビなどを見ておりますと二ヵ国語放送というのあるわけですが、特に、文字多重放送というのですか、全国の聾啞者が、テレビを見ても何もわからないということです。文字多重放送の実現を大変要望されておるのではないか、こういうよう思うわけでございます。

放送法等の一部改正案が国会に提出されておるわけでございますが、その見通しといふのではあるが一体どうなつておるのか、詳しく説明をいただきたい、このように思います。

○田中(眞)政府委員 文字多重放送でございますが、先生がただいまおつしやいましたとおり、テレビ画面に関連いたしまして、二行程度の字幕をスーパーする、そういうことも可能でございます。特に聴力障害者のためにはきわめて有効であり、福音的なものであると考えているわけでございます。

郵政省は、こうした技術開発の成果というものはできる限り早急に社会に還元すべきだ、そういう考え方のもとに、実用化のために、まず省としての受け皿、法律的な手当てをするということです。目下、放送法等の一部改正案の中にいま言った趣旨を盛り込みまして提出しているところでございます。

そうして、私どもとしてそういう形での受け皿をつくると同時に、この実現のためには、やはり送り手の放送事業者、また、それを受ける場合にアダプターというものが必要でございますが、メーカーの開発、低廉なアダプターの早期の市場への進出と申しますか、こうした意味において、関係の業界あるいは放送事業者にもその点の詰めといふものを急いでもらつておるというところでございます。

○上田(卓)委員

あとの質問はぜひ大臣がおる場

でやりたいと思いますので、すぐお見えになると

いざります。

思つておりますので、少し中断させていただきたいと思います。

大臣は北海道の御出身であるわけですから、いわゆる同和問題というものに認識が少ないのであります。特に、同和対策事業特別措置法が、十年が切れて後三年延長され、そしてこの三月三十日には、その三年延長された法律が期限切れになる。

こういうことから、先般、内閣委員会そして本会議で、新しい法律ということで、地域改善対策特別措置法が可決決定されたことは大臣も御存じのことだろう、こういうふうに思うのですが、実は大臣、全国の郵便局の中、たとえばトイレとかエレベーターの中で、本当に聞くにたえないといふ悪質な差別書きが後を絶つてないのですね。それだけじゃないのですね。いわゆる差別郵便物というのですか、封書の物もたくさんあるわけですが、私は本人の了解を得て六通のはがきを持っていますが、特にがきの場合は人の目に触れますね。確かに郵便局員の方は表を見てもいいけれども、実際現場の郵便局員の告発というのであるよう配達せぬという形で上司に相談しているし、その他これに関係する人々のところへも来ております。

そこで、ずばり言つて、このような差別はがきといふものについてどのように郵政省として把握されておるのか。裏を見てはならぬということだ

けれども、実際現場の郵便局員の告発というのであるよう配達せぬという形で上司に相談しているし、そのまま配達せぬといふ形で上司に相談していきます。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうしても目に触れるという場合があるのではないか、こういうふうに思うのですね。いわゆる差別郵便物といふのをどうしても目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 郵便物の記載内容等を調査する場合、郵便物の検閲の禁止、通信の秘密の確保について十分配意しなければならない点もございまして、現在までまとめた形でお答えするには残念ながら至っておりません。私ども、いま申し上げた配意すべき点に十分気を配りながら、早急に件数について取りまとめを行つことにいたしたいと

いうことで対処しているところでございます。

○上田(卓)委員 この差別はがきを発見した場合、それはどういう取り扱いをしていますか。

○上田(卓)委員 この差別はがきを発見した場合、それはどういう取り扱いをしていますか。

私は、具体的な差別用語あるいは蔑称用語は、国会の場ですからここでは触れませんが、これに

ちよつと目を通していくべきだと思いますが、本当に読む気がなくともぱつと、ちらつと、目立つように書いてありますからね。普通の文字

の中にその用語があるのじゃなしに、特に差別はがきの場合は裏じやなしに表にわざわざ赤で書い

て、これは一体何だらうというように見れるようなものになつてゐる場合が多いのですね。

このはがき、これは年賀はがきなんですね。それじやそれをお正月に出しているのかというと、

そうじやなしに十一月に出して、それも同じ内容

の物をしつこく六枚出しているのです。そうして

差別はがきの場合の特徴は、発信人は確かに住所と名前は書いてあるのだけれども、そこにはその人間がないのですよ。当然私のところへも来て

いるし、その他これに関係する人々のところへも来て

そりゃうものが来ておるわけでございまして、ちよつと一回これを大臣を見ていただきたいと思

います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 郵便物の記載内容等を調査する場合、郵便物の検閲の禁止、通信の秘密の確保について十分配意しなければならない点もございまして、現在までまとめた形でお答えするには残念ながら至っておりません。私ども、いま申し上げた配意すべき点に十分気を配りながら、早急に件数について取りまとめを行つことにいたしたいと

いうことで対処しているところでございます。

○上田(卓)委員 この差別はがきを発見した場合、それはどういう取り扱いをしていますか。

私は、具体的な差別用語あるいは蔑称用語は、

国会の場ですからここでは触れませんが、これに

ちよつと目を通していくべきだと思いますが、本当に読む気がなくともぱつと、ちらつと、

目立つように書いてありますからね。普通の文字

の中にその用語があるのじゃなしに、特に差別は

がきの場合は裏じやなしに表にわざわざ赤で書い

て、これは一体何だらうというように見れるよう

なものになつてゐる場合が多いのですね。

このはがき、これは年賀はがきなんですね。それ

じやそれをお正月に出しているのかというと、

そうじやなしに十一月に出して、それも同じ内容

の物をしつこく六枚出しているのです。そうして

差別はがきの場合の特徴は、発信人は確かに住所と名前は書いてあるのだけれども、そこにはその人間がないのですよ。当然私のところへも来て

いるし、その他これに関係する人々のところへも来て

そりゃうものが来ておるわけでございまして、ちよつと一回これを大臣を見ていただきたいと思

います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 差別文言を記載したはがきを発見する場合、郵便の取り扱いの工程の中でいろいろの場面がございますが、一番問題になりますのは、配達段階で発見したということに限定して申

し上げますと、私ども從来からこのようはがきが発見されたという場合の対処方については、関係の課長会議を本省等でやつた場合に指導はして

らかにしたところでございます。

いま、配達部門についてそういう発見をした場

合の具体的な方法でございますが、まずこれを受

取人を持っていく人を管理者をしているという点

が特例的な措置として一つございます。それか

ら、郵便はいかなる場合でも受領を拒否する自由

はございますけれども、その差別はがきについ

て、管理者が受取人のお宅に参りまして、こうい

うようなはがきなんけれども、あなたはお受け

取りになりますかどうかというような意思確認を

するというようなことが、特例的な措置として具

体的に指導しているところでございます。

○上田(卓)委員 そういう通達を出して徹底をし

ますか、訴えというのですか、現状はそういうことをだ

けれども、実際現場の郵便局員の告発というので

すが、訴えというのですか、幾ら何でもわしはこん

なものよう配達せぬという形で上司に相談してい

ます。

それだけじゃないのですね。いわゆる差別郵便

物といふのをどうしても目に触れるといふ場合

がありますが、そういう点についてはまだ大半ちょっと見えていたいと思います。

それで、いま大臣ちょっと見ていただいております

ので、だれか局長の方から、そういう実態の把握

についてどうしているのか、まずはお答えいただき

たい、このよう思います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 郵便物の記載内容等を調査する

場合、郵便物の検閲の禁止、通信の秘密の確保に

ついて十分配意しなければならない点もございまして、現在までまとめた形でお答えするには残念

ながら至っておりません。私ども、いま申し上げた配意すべき点に十分気を配りながら、早急に件

数について取りまとめを行つことにいたしたいと

いうことで対処しているところでございます。

○上田(卓)委員 この差別はがきを発見した場合、それはどういう取り扱いをしていますか。

私は、具体的な差別用語あるいは蔑称用語は、

国会の場ですからここでは触れませんが、これに

ちよつと目を通していくべきだと思いますが、本当に読む気がなくともぱつと、ちらつと、

目立つように書いてありますからね。普通の文字

の中にその用語があるのじゃなしに、特に差別は

がきの場合は裏じやなしに表にわざわざ赤で書い

て、これは一体何だらうというように見れるよう

なものになつてゐる場合が多いのですね。

このはがき、これは年賀はがきなんですね。それ

じやそれをお正月に出しているのかというと、

そうじやなしに十一月に出して、それも同じ内容

の物をしつこく六枚出しているのです。そうして

差別はがきの場合の特徴は、発信人は確かに住所と名前は書いてあるのだけれども、そこにはその人間がないのですよ。当然私のところへも来て

いるし、その他これに関係する人々のところへも来て

そりゃうものが来ておるわけでございまして、ちよつと一回これを大臣を見ていただきたいと思

います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 差別文言を記載したはがきを発見する場合、郵便の取り扱いの工程の中でいろいろの場面がございますが、一番問題になりますのは、配達段階で発見したということに限定して申

し上げますと、私ども從来からこのようはがきが発見されたという場合の対処方については、関係の課長会議を本省等でやつた場合に指導はして

らかにしたところでございます。

いま、配達部門についてそういう発見をした場

合の具体的な方法でございますが、まずこれを受

取人を持っていく人を管理者をしているという点

が特例的な措置として一つございます。それか

ら、郵便はいかなる場合でも受領を拒否する自由

はございますけれども、その差別はがきについ

て、管理者が受取人のお宅に参りまして、こうい

うようなはがきなんけれども、あなたはお受け

取りになりますかどうかというような意思確認を

するというようなことが、特例的な措置として具

体的に指導しているところでございます。

○上田(卓)委員 そういう通達を出して徹底をし

ますか、訴えというのですか、現状はそういうことをだ

けれども、実際現場の郵便局員の告発というので

すが、訴えというのですか、幾ら何でもわしはこん

なものよう配達せぬという形で上司に相談してい

ます。

それだけじゃないのですね。いわゆる差別郵便

物といふのをどうしても目に触れるといふ場合

がありますが、そういう点についてはまだ大半ちょっと見えていたいと思います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 差別文言を記載したはがきを発見する場合、郵便の取り扱いの工程の中でいろいろの場面がございますが、一番問題になりますのは、配達段階で発見したということに限定して申

し上げますと、私ども從来からこのようはがきが発見されたという場合の対処方については、関係の課長会議を本省等でやつた場合に指導はして

らかにしたところでございます。

いま、配達部門についてそういう発見をした場

合の具体的な方法でございますが、まずこれを受

取人を持っていく人を管理者をしているという点

が特例的な措置として一つございます。それか

ら、郵便はいかなる場合でも受領を拒否する自由

はございますけれども、その差別はがきについ

て、管理者が受取人のお宅に参りまして、こうい

うようなはがきなんけれども、あなたはお受け

取りになりますかどうかというような意思確認を

するというようなことが、特例的な措置として具

体的に指導しているところでございます。

○上田(卓)委員 そういう通達を出して徹底をし

ますか、訴えというのですか、現状はそういうことをだ

けれども、実際現場の郵便局員の告発というので

すが、訴えというのですか、幾ら何でもわしはこん

なものよう配達せぬという形で上司に相談してい

ます。

それだけじゃないのですね。いわゆる差別郵便

物といふのをどうでも目に触れるといふ場合

がありますが、そういう点についてはまだ大半ちょっと見えていたいと思います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 差別文言を記載したはがきを発見する場合、郵便の取り扱いの工程の中でいろいろの場面がございますが、一番問題になりますのは、配達段階で発見したということに限定して申

し上げますと、私ども從来からこのようはがきが発見されたという場合の対処方については、関係の課長会議を本省等でやつた場合に指導はして

らかにしたところでございます。

いま、配達部門についてそういう発見をした場

合の具体的な方法でございますが、まずこれを受

取人を持っていく人を管理者をしているという点

が特例的な措置として一つございます。それか

ら、郵便はいかなる場合でも受領を拒否する自由

はございますけれども、その差別はがきについ

て、管理者が受取人のお宅に参りまして、こうい

うようなはがきなんけれども、あなたはお受け

取りになりますかどうかというような意思確認を

するというようなことが、特例的な措置として具

体的に指導しているところでございます。

○上田(卓)委員 そういう通達を出して徹底をし

ますか、訴えというのですか、現状はそういうことをだ

けれども、実際現場の郵便局員の告発というので

すが、訴えというのですか、幾ら何でもわしはこん

なものよう配達せぬという形で上司に相談してい

ます。

それだけじゃないのですね。いわゆる差別郵便

物といふのをどうでも目に触れるといふ場合

がありますが、そういう点についてはまだ大半ちょっと見えていたいと思います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 差別文言を記載したはがきを発見する場合、郵便の取り扱いの工程の中でいろいろの場面がございますが、一番問題になりますのは、配達段階で発見したということに限定して申

し上げますと、私ども從来からこのようはがきが発見されたという場合の対処方については、関係の課長会議を本省等でやつた場合に指導はして

らかにしたところでございます。

いま、配達部門についてそういう発見をした場

合の具体的な方法でございますが、まずこれを受

取人を持っていく人を管理者をしているという点

が特例的な措置として一つございます。それか

ら、郵便はいかなる場合でも受領を拒否する自由

はございますけれども、その差別はがきについ

て、管理者が受取人のお宅に参りまして、こうい

うようなはがきなんけれども、あなたはお受け

取りになりますかどうかというような意思確認を

するというようなことが、特例的な措置として具

体的に指導しているところでございます。

○上田(卓)委員 そういう通達を出して徹底をし

ますか、訴えというのですか、現状はそういうことをだ

けれども、実際現場の郵便局員の告発というので

すが、訴えというのですか、幾ら何でもわしはこん

なものよう配達せぬという形で上司に相談してい

ます。

それだけじゃないのですね。いわゆる差別郵便

物といふのをどうでも目に触れるといふ場合

がありますが、そういう点についてはまだ大半ちょっと見えていたいと思います。

そこで、ずばり言つて、このようないいふのをどうでも目に触れるといふ場合があるのではないか、こういうふうに思つてます。

○魚津政府委員 差別文言を記載したはがきを発見する場合、郵便の取り扱いの工程の中でいろいろの場面がございますが、一番問題になりますのは、配達段階で発見したということに限定して申

し上げますと、私ども從来からこのようはがきが発見されたという場合の対処方については、関係の課長会議を本省等でやつた場合に指導はして

らかにしたところでございます。

いま、配達部門についてそういう発見をした場

か、そのことで子供が家出するとか自殺するとか、そういう非常に悲しい出来事が全国でたくさんあるのですが、これはひとつ大臣にそういうことについての一般的な御感想を聞きたいということと、同時に、たとえば爆発物というのがありますね、爆発物ということがわかつていて、これは届ける間に爆発したら大変だということになるだろうし、局に置いておいても問題だということで、やはりそういうものについては配達しないというようなこともあるのじやないか、こういうふうに思っているのですが、そういう意味で、こういうものを受け取つても配達しないということをぜひともしていただきたい、こういうふうに私は思つてますが、まず大臣から感想も含めてお答えいただきたい、あと事務方での問題について、法的な問題もあるらかと思つますが、御説明いただいたら非常にありがたい、このように思いました。

○箕輪国務大臣 ただいま先生がお示しいただいたいわゆる差別はがき、拝見いたしました。まことに遺憾なことであり、私も本当にふんまんにたえません。同和問題の解決は、国及び地方公共団体の責務であり、同時に国民的課題である。こういう認識のもとに、この問題解決のために郵政省も努力はしてまいりましたところでございます。しかし、このような悪質な差別文書が発生している、その実態を見せていただきまして、本当にふんまんにたえない。まことに遺憾なことであると考えるところでございます。

昭和四十年の同和対策審議会答申に述べられておりますように、同和問題は人類普遍の原理である人の自由と平等に関する問題でござりまする人間の自由と平等に関する問題でござりますし、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題であると考えます。したがつて、その早急な解決こそ國の責任であり、同時に国民的な課題であると私は考えております。

また、いまの御質問にありました、もうはつきりわかつてているようなこののような差別はがき、その集配については担当の局長から答弁させたいと

存じます。

○魚津政府委員 差別文言を記載した郵便の取り扱いという現状は、先ほど先生の御質問に答えた次第でございまして、そのことからさらに先生のただいまのお話というのは、そういったものを取扱わないということにすべきじゃないかといふことになりましたが、これをお話をと私は承る次第でございますが、これを私ども取り扱わないということになりますと、郵便法上の問題として当然根拠を付さなくてはならないと思います。

そこで、現在の郵便法の取り扱いで、郵便としては取り扱わない、出してはいけないというものはすでに法律としては定められております。これにはいわゆる郵便禁制品という概念でございまして、この郵便禁制品というものは、先生の先ほどのお話をも部分的に出ておりまして、十分御承知のところであるわけでございますが、後の問題を考える場合に必要だと思いますのでちよと簡単にその趣旨について御説明をいたしたいと思いま

す。この郵便禁制品というものは、二つの理由から現在の法律で定めをしているわけでございます。その一つは、社会的に移動頒布を許されているものでございましても、これが郵便物として差し出されると他の郵便物等に危害を及ぼすおそれのあるものを郵便利用から排除しようとする趣旨のものが一つございます。これが爆発物だとか薬物だとか毒薬等といふ一つの側面でございます。

いま一つは、他の法令で移動頒布を許されないものは、事業の公共性からしてこの郵便利用から排除しようとするとする趣旨が一つございます。現実には麻薬でございますとか、まあ、たとえがいいかどうかわかりませんが、わいせつ図書なんかこれに該当するわけでございます。

したがいまして、いま仰せの差別はがきを郵便禁制品というような概念でとらえまして、それを法律上明白にするためには、他の法令によつてこのようなものの移動頒布を禁止する旨の立派な措置が現在の郵便法体系の中からは必要になつてゐます。そこで、いわゆる郵便禁制品の扱いを

てくるだろう、こういうふうに考えるわけでござります。

そこで、では、その他の法律によつて立法上禁止をするというようなことを考へるべきじゃないかということに話はなつてくると思いますが、この点につきましては、私ども、郵便法の問題ですから、郵政省そのものの問題であると同時に、法務省の御意見なんかいろいろ伺つてあるところでございます。

そこで法務省の見解は、まだ私どももそういう一面があつてむずかしいという気がするわけでございますが、憲法第二十一條の言論、通信の自由、それから第三十一條の罪刑法定主義との関連もございまして、現在までのところ、合理的かつ有効な規制措置を見出しがたい状況にあるというものが法務省の見解でございまして、私ども、先ほど先生の御提言と申しますか、お話をございましてお聞きするにあたり、郵便物として差し出されると他の郵便物等に危害を及ぼすおそれのあるものを郵便利用から排除しようとする趣旨のものが一つございます。これが爆発物だとか薬物だとか毒薬等といふ一つの側面でございます。

○上田(卓)委員 納得できませんね。これは凶器ですよね。人を殺すのですからね。だから、まあ爆発物と同じだとおもわぬが、本当にいま人権問題が大きく、国際人権規約も批准されて非常に人権外交という言葉もあるぐらい、この部落差別の問題だけじゃなしに、今度内閣にかかるところの不快用語ですか、こういう言葉もなくそういういか、言葉だけではなしにそういう実態的な差別もなくして、いろいろじやないかといふことで、かなり大きな問題になつておるわけであります。そこで、いわゆる郵便禁制品の扱いを

はあなた方の課題としても内閣提出の法律がたくさんあるのですから、これはやらないかぬといふように思うのです。

私はここに資料を持っているのですが、昭和五十五年の四月五日付で大阪西局の局長が職員に対する声明を出しているのです。その中でこういうことを書いております。「郵便物としては、郵便マク郵便を多数の職員の目にふれながら配達先まで運送されること自体は差別を助長することになります。そこで郵便禁制品のごとく運送配達のものを拒否する以外に方法はないので、郵政局に對し」近畿郵政局です。「郵政局に對し當局の実態を報告すると共に引受と同時にその運送までもし

として取扱いないこと」これは省令の改正でいける、こういうよう書いています。それから二番目には「上記一項の措置がなされるまでの間、当該郵便物の取扱いについて、文書により各局を指導されること」こういうことになつておるわけあります。これががきの表書きの方の差別問題については省令でできる、こういうよう局長さんは解釈しているようです。その点については本省ではどのように考えておられるのですか。

○魚津政府委員 この禁制品というものは郵便法第十四条で定めておりますが、そのほかに第十五条に「省令による差出の禁止」という見出しの条文がございます。恐らくこの条文を大阪西の局長さんが念頭に置かれましてその意見を述べられたものと思いますが、十五条では「郵政大臣は、郵

便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。」この条文でございます。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

具体的に現在この省令として定めておりますのは、郵便規則の第五条で「人に危害を与えるおそれのある動物（学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除く。）は、郵便法第十五条の規定に基づいて、これを郵便物として差し出すことを禁止する。」という郵便輸送の禁止という条文でございますが、そこでいま先生仰せのところ、五十五年の四月十二日付で大阪西郵便局長から意見書が出されたといふことは、郵政局を通じて私ども十分承知をしておるところでございます。

この点につきましては、先ほどの御質問に対しまして私お答えしたところでございますが、この禁制品あるいは十五条の省令による禁止ということは、現在のところなかなかむずかしいのじやないかといふ。そのむずかしい理由は、先ほど御説明した理由によってなかなかむずかしいのじやないかといふようにわれわれ解しておるところでござります。

○上田（卓）委員 いすれにしても、これは差出人の名前と住所はあります。それは架空なんですよ。確かに料金は切手を張つてあるということにはなるのだろうけれども、こういうような責任の持てない不確かな、そういう差別はがきで、相手に対してドスを突きつけるような恐怖を与える人道上ゆくしき問題。

大臣は先ほど同和対策審議会の答申を引用されて、人類普遍の原理である自由和平等に関する問題であり、基本的人権の問題である、こういうふうに述べられておるので。だから、これはやはり国民的課題あるいは國の責任ということが明らかになっておるわけで、差別は罪悪ですよ。だから私はそれは省令で、何も拡大解釈しなくて

いけるのじやないかというよう思つたのだけれども、実際そんな差出人もわからぬようなものを配達しなければならない義務はあるのですか。一般常識論で一回考えてください。どうですか。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕

○魚津政府委員

差出人が書かれてあっても実在しない郵便物、こういったものであっても、郵便法上の郵便物として取り扱いをし、配達をしなければならない、これが法律による郵便業務の執行でございます。

○上田（卓）委員

これは大臣一回答えてください。ちょっと感想的なものでも結構ですから。○箕輪国務大臣 私も初めて聞きましたが、これは重要な問題だと思います。したがつて、ただいま局長が答弁をしましたけれども、現状ではこうだという事であつて、これは将来の問題として、先生御質問の趣旨を十分踏まえながら、検討をさせます。

○上田（卓）委員 これは、たとえば結婚話があるとするでしょう。そうしたら、僕ら差別事件追及しておつたら、俗な言葉で言つたら三角関係になつたときに、自分が結婚したいために、あなたがいまつき合ひしている人間は何々の出身ですよ。実はそうでないのにそういうことを告げ口する場合もあるのです。その場合は社会的に問題になりますが、いま言うそういう差別はがきであれば、これは相手はわかりません。受け取った人間は、わしが結婚しようと思っている相手はそんな人間かといふようなことになる場合もあるのです。

○上田（卓）委員 それでは件数については取りまとめて報告していくだけですね。それでは、件数についてそういう形で了解しましょ。

しかし現物については、たとえば相手のところへだからが、局長であるか課長であるかわかりませんが、私はそうではありませんとか、どうでありますとか、だれに弁解するのでなから、これは何も部落の人たちだけの、同和だけの問題というふうに簡単に思つていただ

く必要ないと思うのです。あるいは部落問題だけじやなしに、たとえば、全然関係ないのだけれども、どここのA子さんのお母さんは元水商売りのここのとか、いやす、体を売つておつたとか、どうあつたでしよう。私は具具体的なことは言いません

けれども、公園でどうのこうのというようなこと

も書いてあるでしよう。だから、私はそういう意

味でぜひともこの問題について、大臣、ひとつ前

は、あるいは先の人間が事実存在する場

合も幾つかの例としてあるわけですから、そういう

お言葉ですから、これ以上大臣からは強く答えるべきで善処をお願いしたい。私初めてだといふ常識論で一回考えてください。私は今までなしておきます。

そこで、西局で、たとえば五十五年四月から八月まで五ヵ月間で差別はがきが二十二通あるのです。これは西だけじゃなしに全国各地にあるのです。あるいは省令ができるなら省令ができるものも含めます。

○魚津政府委員 差出人が書かれてない郵便物、こういったものであっても、郵便法上の郵便物として取り扱いをし、配達をしなければならない、これが法律による郵便業務の執行でござい

ます。

引き出しませんが、ぜひとも大臣の就任中にこの問題について、一定の法的なものも含めて、あれは重要な問題だと思います。したがつて、ただいま局長が答弁をしましたとおりでございまして、ただ現実だといふことで、郵政省がなし得る側面で最大限努力をします。恐らく局員あるいは引受局も、配達局も全く知らない今まで通過しているものもありましたとおりでございます。

そこで、西局で、たとえば五十五年四月から八月まで五ヵ月間で差別はがきが二十二通あるのです。これは西だけじゃなしに全国各地にあるのです。あるいは省令ができるなら省令ができるものも含めます。

○魚津政府委員 私ども差別はがきを根絶するに、ではいま何をなし得るのか、今までなしてきたことのほかに今後何をなし得るのかといふ点を考えてみますと、いま先生の仰せになつた、法務局あるいは広い意味での人権擁護機関こういったところに差別はがきの通数、ただ、人権擁護機関への報告といいましても具体的にどういふ人からどういう人へといふことはもちろん別なことです。恐らく局員あるいは引受局も、配達局も全く知らない今まで通過しているものもありましたとおりでございます。

○上田（卓）委員 それでは件数については取りまとめて報告していくだけですね。それでは、件数についてそういう形で了解しましょ。

○魚津政府委員 先生の最初の御質問にございましておつたら、俗な言葉で言つたら三角関係になつたときに、自分が結婚したいために、あなたがいまつき合ひしている人間は何々の出身ですよ。実はそうでないのにそういうことを告げ口するというふうになつてくるとこれは大きな問題だと思うのですが、少なくとも、何らかの方法でわかつたのですが、少なくとも、何らかの方法でわかつた

もののが全国の件数は報告できます。

○魚津政府委員 先生の最初の御質問にございましておつたら、俗な言葉で言つたら三角関係になつたときに、自分が結婚したいために、あなたがいまつき合ひしている人間は何々の出身ですよ。実はそうでないのにそういうことを告げ口するというふうになつてくるとこれは大きな問題だと思うのですが、少なくとも、何らかの方法でわかつた

ものが全国の件数は報告できます。

○上田（卓）委員 それでは件数については取りまとめて報告していくだけですね。それでは、件数についてそういう形で了解しましょ。

○上田（卓）委員 法務省の方お見えのようですが、法務省が過去、郵政省の方からこういうような差別はがき、封書等について、あるいは落書きも含めて、郵政関係で起こつてある一切のそういう事犯というのですか、そういうものの報告を受けたことがあるのか、あるいはこういう問題についてどのように思つておられたのか、お

いてどのように法務省として考えておるのか、お答えいただきたいと思います。

○寺西説明員 法務省が郵便局から、差別はがきの事件があるということを具体的に事件の申告を受けたという例はございません。差別はがきの事

件は、主として受取人から、人権侵害である、あ

るいは受取人から話を聞かれた運動団体あるいは地方自治体から、人権侵害の事件であるというごとで申告がなされているのが実情でございます。

法務局のサイドでは、そのような申告がございま

すと、これは重大な人権侵害を起こすものでござ

いますから、一生懸命努力いたしまして差出人等を探すのでありますけれども、先ほど来先生がお話しのとおり、差出人は仮名を使う、住所も実在しないということで、そういう点で調査の行き詰まりというのがござりますけれども、一般啓発の中にそういう問題を含めて、今後こういう問題が出ないようについてことで、啓発の段階でそれらの問題を取り入れて努力しているところでござります。

○上田(卓)委員 まだまだ質問したいのですが、時間の関係もありますし、また、許認可を初めとする行革関連の法律でも郵政省は入っているのじやないかと考えておりますので、そこでもさらに詳しく述べたいと思いますが、二点ほど大臣からちよつとお答えいただきたいのです。

一つは、地域改善対策特別措置法が十八日の内閣委員会で可決決定されたときに、きょうおられます佐藤信二同和小委員長に各党を代表して総理府長官に質問していただいて、たくさんな確認事項をいただいておるわけございまして、その中では、法律の名称には同和という文字はなくなりましたが、この法律は、目的、趣旨は、旧法というのですか同和対策事業特別措置法と同じである、同

和対策であるということを明記されておるわけであります。それから、差別をする意図であるならば別だが、そうでない場合は同和行政とか同和教育とかあるいは同和問題とかという形で、慣用句であります。それが私の知っている近畿郵政局でも同和対策室というものがおありでござります。特にあなた方

の方では、職員さんがたくさんおられて同和研修ということ、不徹底なところも熱心なところもございますのでその点はひとつ今後気をつけいただきたいのですが、いずれにしてもこの問題を啓発して

いくときに、同和という言葉がなかつたら部落問題と言つていただいた方が私らの立場ではいいのですけれども、そうするとまた行政としてもちよつとお困りではないかと思うのです。恐らく同和教育とか同和問題という形で講師を呼んできても

そう言うだろうし、また皆さん方が局長さんとかそこらが職員を集めて話をするときも、いわゆる名称を変更されたら何の地区かわからぬ

といふ形になりかねないので、同和対策室としてそのまま使つているところはぜひともひとつそ

ういう形でお認め願えれば非常にありがたいといふことが一点。

それから去年の十二月に桑野参事官が同和地区視察をされておるのですね。大体各大臣、他の各省の大臣は大抵地区視察をされて見聞を広めていた

だいているのですが、郵政省に限つては過去その例がないわけございまして、桑野さんが行かれたときは、大臣が忙しいからということで同和地区視察をしていただいたのであります。やはり

たとえば市町村とか府県においても、大臣が忙しいからといふことは党の重要な幹部として御活躍されるわけござりますけれども国会が明ければぜひともひど

く勉強していただきたい、このように思います

ので、この二点について大臣からお答えいただきたいと思います。

○箕輪国務大臣 第一点目についてお答えをいたしました。

同和対策室等の名称は別段変える必要がないと

私も考えます。第二点目についてお答えをいたします。

できるだけその機会をつくり、ぜひ行ってみたいたい、こう私は考えております。

○上田(卓)委員 ありがとうございます。

○石井委員長 次に、中路雅弘君。

○中路委員 最初に法案に関連して一、二問お聞きしていきたいと思います。

郵政省は、通信省が昭和二十四年に郵政省と電気通信省に分離され以降もしばらく郵政行政に重点を置いて、電気通信省が電電公社へ改編され

以降も、電気通信行政を扱う審議機関も郵政審議会の一部会という位置づけをされてきたわけです

が、今回の改正は、電気通信行政の重要性にかんがみてこれを郵政省の基幹行政の一つとして位置づけるという見地から行われたと考るわけですが、最初にこの点についての御見解をお聞きして

おきたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 郵政省は、通信省の昔から通信主管部とすることで一貫して通信行政あるいは通信事業というものを根幹に置いてやってきた

ところございますが、電気通信は近年その役割

の増大と多様化の進展等に伴いまして、経済、産業、社会、文化と広い分野に大きな影響を及ぼすようになります。これに対応いたしまして電気通信行政の分野においても、データ通信、画像通信等新しい通信手段の出現あるいは電電公社の資材調達等に見られるようなわが国の国際化の進展に伴いまして発生いたしました諸問題等、広範

かつ複雑な課題が山積いたしているところでござります。

こういうような情勢のもとで、電気通信行政の一層の充実を図るために、一昨年電気通信政策局の設置を当委員会においてお認めをいたしましたところございますが、今後の電気通信行政の運営に際しまして、電気通信の諸問題について長期的な視点に立って広く国民のコンセンサスを得つつ解決に当たるなどの対応が不可欠であるというこ

とから、もっぱら電気通信行政に関する事項を調査審議する電気通信審議会を設置することにより

まして、国民生活に及ぼす影響の大きい電気通信行政の公平かつ能率的運営に遺憾なきを期したいと考えているところでござります。

○中路委員 電気通信行政は、いまおっしゃったように八〇年代以降の重要な行政分野の一つでありますし、今度の法案の提案理由の説明でも述べられていますように、長期的なかつ総合的な視野に立つて、広く国民の意見と今度の審議会での各界の専門的な知識を反映しながら推進していく必要があります。

要があると思いますが、この電気通信審議会の委員の構成や運営についてどのようにお考えになつておられるか、お聞きしたいと思います。

○澤田(茂)政府委員 先生のただいまお話しのとおりでございまして、委員の構成等につきましての考え方、いま仰せられたとおりそういうことを踏まえて十分やつてまいりたいと思うわけでございます。

○澤田(茂)政府委員 先生のただいまお話しのとおりでございまして、委員の構成等につきましての考え方、いま仰せられたとおりそういうことを踏まえて十分やつてまいりたいと思うわけでございます。

構成をいたしましては委員二十名以内というふうに考えておりますが、当審議会設置の趣旨が、先ほど申し上げましたように、電気通信行政の重

要課題について総合的かつ専門的な見地から部外の有識者に審議をしていただき、そういうことによつて広く国民のコンセンサスを得つつ、今後の行政運営を図つてしまりたいということにござります。

議会の構成が真に国民を代表するにふさわしいものになるよう十分配意をしてまいりたいと思うところでござりますし、なお一層の運営の効率的な各界の有識者、専門家を網羅いたしまして、審

議会の構成が眞に国民を代表するにふさわしいものになるよう十分配意をしてまいりたいと思うところでござりますし、なほ一層の運営の効率的な取り組みといふ観点から、部会の設置あるいは専門委員の方々を委嘱して、そういう方々にもい

ろいろ調査審議についてのお力添えをいただくところでござりますし、なほ一層の運営の効率的な取り組みといふ観点から、部会の設置あるいは専門委員の方々を委嘱して、そういう方々にもい

ろいろ調査審議についてのお力添えをいただくところでござりますし、なほ一層の運営の効率的な取り組みといふ観点から、部会の設置あるいは専門委員の方々を委嘱して、そういう方々にもい

ろいろ調査審議についてのお力添えをいただくところでござりますし、なほ一層の運営の効率的な取り組みといふ観点から、部会の設置あるいは専門委員の方々を委嘱して、そういう方々にもい

政審議会の会長はいま土光臨調会長がついておられるわけですが、土光氏は報道を見ますと行革に専念するために臨調会長以外のあらゆる役職を辞任すると言えられていますが、郵政審議会の会長について土光氏から、今後たとえ辞任したいとか、そういう意向は伝えられているわけですか。

○澤田(茂)政府委員

今日までのところ郵政審議会会長を辞任したいという御意向は伺っていないところでございます。私どもいたしましては、土光会長の郵政審議会会长としての任期、本年十月底までござりますので、それまでの間は引き続きお願いをいたしたいと考えておるところでござります。

○中路委員

この審議会の設置と関連して、この機会に臨調の審議について御説明をしていただきたいと思いますが、この問題は質疑で私たちの方からまた論議をするということじゃなくて、いろいろ報道機関等で部会での審議の経過や内容が報道されておりますので、その点について正確に一度説明を聞いておきたいという趣旨から御質問をいたいと/or>ざいますが、臨調の方お見えになつていますか。

最初に、今度設置されます電気通信審議会、これは電気通信行政のあり方を調査審議するために設けられるというわけですが、この分野についてすでに臨調の第四部会を中心とした審議が行われているわけです。また、このほか、臨調第四部会では郵政行政についてもそのあり方を検討されています。

そこで、最初概括して、第四部会における調査審議の概要と、七月に予定されています答申、来年三月の最終答申ですか、それに向けていまだいう内容が盛り込まれようとしているのか、三点に分けてまとめて御報告をいただきたいのです。一つは電気公社と郵政事業の問題、もう一つは電電、郵政以外の二公社四事業の問題、三番目にその他の特殊法人等、認可法人なんかも含むわけですが、この三つの分野に区分して概括を

説明していただきたいと思います。

○田中説明員
お答えいたします。

第四部会の事務を担当しておるわけでございますが、第四部会は、御承知のとおりいわゆる官業と民業の役割り分担といふことが中心でござります。

○中路委員

このあり方あるいは合理化方策を調査審議することにしております。

当面の基本答申に向けてどういうことを部会で調査會に報告するつもりであるかということございます。ただし申しあげました全般をとてもこの短期間にやれるわけではございませんで、

ここしばらくの調査審議を見ないとわかりませんけれども、少なくとも方向だけは出したいという感じでござります。

それから、特殊法人、認可法人については、個々の法人の統廃合等々に入れるかどうか、この問題はこれも五現業と同じでございまして、いましばらく審議を待つ必要がありますけれども、少なくとも可能な限り横断的な問題は取り上げますし、個々の法人についてもできる限りのことはやっています。

なお、残余の問題、たとえば病院、療養所のようないわば新しい時代に入つておるといふことでござります。それから、電電公社についての審議でござりますが、御承知のとおり電電の電話事業といいますのは、積滞消あるは即時通話化を終えまして、現在四十三回を終えておりますが、基本的な審議の姿勢といいますか、問題の視点といいますのは、一つは冒頭に申し上げました官業と民業との役割り分担をどう見るかという問題、基本で

ござります。それから經營の効率化あるいは組織の活性化を基本といたしまして、民営移行をも含めまして經營形態の変更あるいは經營の合理化方策、これを検討をするということで審議が進められております。

○中路委員
二、三、もう少し詳しくお聞きいた

一つは、電電の經營形態、運営のあり方の問題ですが、電電公社のあり方については一次答申でも一定のものが盛り込まれておりますけれども、いまお話しの基本答申に向けてさらに抜本的なものが盛り込まれるというふうに報道されています。これまで公社から公社制度の改正方式、特殊会社方式あるいは民営会社方式の三案が出され、郵政省からは民営化反対の意見が出されていますが、経団連から純粹民営化案が出されているわけですね。電電公社のあり方にについてどのような調査審議が行われているのか、これまでの経過と今後の見通し等について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○田中説明員
電電公社の問題は、いま中路先生おっしゃいましたように、二月に公社の勉強結果

が出てまいりまして、三月に入りまして郵政省の方からそれに対する意見、ただ、これは反対意見ではなくとも可能な限り横断的な問題は取り上げますし、個々の法人についてもできる限りのことはやっています。郵政省の方の御意向では、いかなる經營形態をとるとも、少なくとも乗り越えるべきハードルであるということで伺っております。

そこで、電電公社についての審議でござりますが、御承知のとおり電電の電話事業といいますのは、積滞消あるは即時通話化を終えまして、現在四十三回を終えておりますが、基本的な審議のポイントを申し上げますと、一つは、現在の經營をどう見るかということが一つでござります。それから、公社横並びでござりますけれども、かなり強い政府規制が行われております。それから、これは国鉄も同じでございますが、相当

大でござります。そういうことから効率性が十分発揮されるのかどうなのかという点が一つござります。そこで公共性あるいは効率性の確保を図るにはどうしたらいかという観点が一点。もう一つは独立性といいますか、独立の弊害をいかにして排除するか。こういう三つの点から問題を吟味していくという姿勢で調査審議を行つております。

○中路委員

いま電電の経営形態、運営の問題について、簡潔に御説明願いたいと思います。

○守住政府委員

先ほど臨調事務局の方から御説明がありましたように、電電公社が三案につきまして説明しました後、私どもの方から臨調の事務局で私どものペーパーに沿いまして御説明を申し上げたわけでございますが、何と申しますか、公衆電気通信事業というものの持つ特徴と申しますか、その重要性といふような面からの諸点をいろいろボリントを挙げまして、これが持つ高度の公共性あるいは独立性、巨大性と申しますか、それはまた効率性についても考えなければなりませんけれども、そういう観点を踏まえて、臨調と申しまして、当面電電公社の經營の効率化といふことは多面向に慎重な御検討が必要であろう。そしては多面向に慎重な御検討が必要であろう。うしまして、当面電電公社の經營の効率化といふことは多面向に慎重な御検討が必要であろう。そこにはまた効率性についても考えなければなりませんけれども、そういう観点を踏まえて、臨調と申しまして、当面電電公社の經營の効率化といふことは多面向に慎重な御検討が必要であろう。そ

うしますが、そこでわが部会の問題意識といいますのは、穗津解消あるいは即時通話化を終えまして、いま新しい時代に入つておるといふことでござりますが、そこでわが部会の問題意識といいますのは、穗津解消あるいは即時通話化を終えまして、今まで四十三回、昨年は大体週一、二回、ことしに入りまして毎週二回ペースで、現在四十三回を終えておりますが、基本的な審議の姿勢といいますか、問題の視点といいますのは、一つは冒頭に申し上げました官業と民業との役割り分担をどう見るかという問題、基本で

二
五

を申し上げたという次第でござります。

○中路委員 郵政事業のあり方についてももう少しお聞きしたいのですが、臨調の第一次答申が民間活力活性化の見地から民業を圧迫している官業の見直しとすることを掲げていますが、その後の審議経過を見ますと、郵政事業がその一つに挙げられているようです。郵政事業についてこれまでどういう審議が行われてきたのか、これから答申に向けてどういう方向が盛り込まれようとしているのか、郵政事業についてもう少し詳しく臨調の方から説明願いたいし、同じくあわせて郵政省として、郵政事業の今後のあり方についてどういう見解を持っておられるのか、御説明願いたいと思います。

省の方から二回、それから全国銀行協会連合会並びに生命保険協会等からも実はヒアリングを行つておりまして、ただいまはそういうヒアリング結果を踏まえまして問題点の整理を進めております。

どういう観点から郵政事業を評価するかという問題でござりますけれども、必ずしもまだ固まつたそれはございません。ございませんが、一つは、効率性の問題はやはりあると思います。それからもちろん公共性を維持しつゝ、いかに安く良好なサービスが与えられるかという観点があろうかと存じております。ただ、この問題むずかしいのは、特に郵貯事業とそれから簡保の問題でござりますけれども、この点はなお部会においてこれがやら議論を深めていく、こういうことになつていま

す。

○澤田(茂)政府委員 郵政事業について私どもが臨調で御説明申し上げた点でござりますが、昨年の十月七日とそれから本年三月十二日に開催をされました第四部会におきまして、また昨年の十一月二十四日に開催されました第二部会において、郵政事業について説明をいたしました。

郵政事業は、国民の日常生活に欠かせない多く

ことによりまして國民の福祉を増進することを目的とするものであります。國が直接行うことが最もふさわしいきわめて公共性の高い事業であるといふに考えておるところでございます。また、郵政事業は郵便、貯金、保険、三事業を一体として運営をいたしまして、これによりまして局舎、職員の配置等の効率化あるいはコストの低減化を図ることによりまして國民に公共性の高い基本的サービスを提供することができるものであり、現在の三事業一体としての国営形態の維持は必要不可欠なものであるということをございまして、郵政事業の経営形態につきまして、郵政省といたしましては、郵政事業の高い公共性及び三事業一体による効率性、さらには現行経営形態のもとで事業運営全般にわたって改善をいろいろ図つてまいりました。そういう実績というものの、また、昭和五十三年六月の公共企業体等基本問題会議の意見書におきましても、「三事業一体として現行の国営形態を維持することが適当である」という御提言をいただいているわけであります。こういった提言に照らしまして、現段階におきましては、現行の国営形態において一層の経営努力を図つていくことが適当であるというふうに考えているところでございまして、こういう御説明を申し上げたところでございます。

なお、官業と民業のあり方とということについていろいろ御議論があるわけでございます。私どもいたしまして官業の大きな部分を実施いたしている立場から、官業のあり方とということについての御説明をいたしたところでございますが、各種の政策目的を達成するために、國または地方公共団体が直接または間接に經營するいろいろな事業、いわゆる官業につきましては、当該事業分野の特徴とかあるいは個々の事業体の具体的性格として最もふさわしい姿、そのあり方を位置づけるべきであるということでございますが、基本的な

ら考えなければならぬといふに考えてゐるところでございます。市場において競争原理が働いていないような分野あるいは利潤追及を本来とする民業のみに任せておいたのではおのずから成るに限界のある分野では、官業が有効競争の創出あるいは先導的機能の發揮といった役割を果たすことによつてむしろ民間の活力を引き出すことができる、国民の利益に資するものであるといふうに考へてゐるところでございまして、現に郵便貯金あるいは簡易生命保険、郵便年金の分野におきまして、こういう先導的役割あるいは有効競争の創出という観点から真に国民のニーズにマッチしたサービスというものを生み出していく、またそれにこたえていくという実績を持つてゐるところでございます。また、国民生活に深いかかわりを持つ公共性の高い事業分野においては、地域、職業、所得階層別等の区別なくあまねく公平にサービスを提供することによって官業としての大きい存在意義があるといふうに考へておるということを御説明をしたところでございます。

したがいまして、葉たばこ耕作者対策に配意しながら、経営形態のあり方を含めまして現在検討が進められておる。もちろん健康の問題とかあるいは財政収入確保の問題等々は、当然検討の視野に入つておるわけでございます。

それから、塩事業につきましては、専売制度の持つ意義あるいは役割りを見直しまして、かなり幅広く審議されております。閣議決定がすでにあるわけでございますけれども、その考え方も当然含めながら塩についても検討を進めていくというところでございます。

それから、国鉄でございますが、国鉄につきましては御承知のような状況になつておりますので、ただ赤字だから臨時行政調査会でこれを問題にするということではございません。国鉄の持つ役割りというものが現在ではどういうふうに変わってきたのか、そこから公共性というのがやや当初と変わってきておるのではないかという点が一つございますし、もちろんその経営状況というのは重大な問題でございますので、これに基づいて立てられております経営改善計画、この計画自体をいかに評価するか、仮に是としたしましても果たしてこの実施が可能であるのかどうなのか。それから、行政改革を行います前提問題といふのですが、避けて通れない問題いたしまして、国鉄の共済年金の問題がございます。あるいは今年度末で十六兆円ばかりになります長期債務、いまの国鉄の状況でなかなか返済可能だとは思えませんけれども、こういう問題をいかに処理していくのかという問題。その他、地方交通線等々のいわゆる構造的問題と言われる問題をどのように処理していくか。それから、相当問題になつております労使関係、労使関係そのものに入るといふかは、労使関係がなぜこういう状況になつておるのか、それを正すにはいかなる制度なり運営にすればいいのかということを議論しております。それで、この上で果たして現在の制度、これも巨大な組織でございますが、こういう制度なり組織で果たして

経営改善がなし得るのかどうなのかというような観点から議論が進められております。

それから他の四現業でございますが、国有林野事業につきましては、国有林野の持つ役割等々を考えまして、効率的に運営されておるのかどうなのか。これも相当経営が厳しゅうございまして、昭和七十二年ぐらいに収支相償するというふうに評価するかという問題がござります。

それからアルコール事業につきましては、御存じのとおり今度五現業から外れるという方向でございますが、新エネルギー機構にあのような形で持つていくことをどのように見るのか、アルコールの専売制というものをどのように評価するか、こういう問題から議論が行われております。

その他造幣、印刷については省略させていただきたいと思います。ただ、先ほど申し上げましたように、五現業につきましては果たして時間的に十分な審議が可能であるかどうかという問題が残つておることだけ、全く事務当局の感じでござりますけれども、申し添えさせていただきたいと思います。

それから特殊法人でございますが、特殊法人等につきましては、その経営の実態をめぐりましていろいろ批判のあるところでございます。しかししながらその形態あるいは事業内容がきわめて多様でございまして、一概になかなか論じられない面がござります。したがいまして、現在百ばかりの特殊法人並びに、これも九十九ございますが認可法人、これらをグループ別に分けまして、経営の効率化あるいは適正化という観点から、その実態あるいは問題点につきまして見直しを行つている、こういう状況でございます。

以上でございます。

○中路委員 いま御説明いただきましたこの審議されている部会の報告ですね、これはいつまでに報告が行われるのか。三、四月という日程が前、報道されていましたけれども、部会の報告の大体のめどを最後にお聞きしておきたいと思います。

○中路委員 いま御説明いただきましたこの審議されている部会の報告ですね、これはいつまでに報告が行われるのか。三、四月という日程が前、報道されていましたけれども、部会の報告の大体のめどを最後にお聞きしておきたいと思います。

○田中説明員 臨調といったしましては四月ころをめどとして部会報告を行う予定で実は審議を鋭意進めているわけでございますけれども、具体的な時期につきましては、なお各部会の審議の推移を見ませんと、いま直ちにいつと言うわけにはまい

らないので、お許し願いたいと思います。
○中路委員 あと何点か聞いて終わりたいと思いますが、この問題、一点だけにします。
大臣にちょっとお答え願いたいのですが、午前中から問題になっています期末手当の問題でございます。

昨年公務員給与の抑制を求めた臨調の答申と財源不足を口実に人事院勧告を值切ったのに続い

て、三公社五現業についても国家公務員に準じて、何らかの抑制措置ということが伝えられているわけです。まだ団交も解決していない、三公社五現業の職員の期末手当は当事者間の団交事項とされていて、これに外部から干渉する、圧力をかけるといふことは職員の労働基本権に対する攻撃でもあります。ですから、自主的な団体交渉、これへの不当な介入はすべきでないと考えます。特に三公社五現業の職員約百十四万人のうち電電郵政関係を見ますと六十四万人というふうに一公社一現業で大きな比重を占めていますが、その当事者として大臣の見解を改めてお聞きしておきたいと思います。

昨年十一月二十七日の国対委員長会議の了解もありますし、閣議決定もあります。昨日私たちのところにも自民党の国対委員長を通じて政府の見解が寄せられているわけですが、きょうの早朝あたりました問題等にもかんがみて、もう一度大臣からこの期末手当の問題について、当然自主的な団体交渉で解決を図るようすべきだと考えます

が、見解をお聞きしておきたいと思います。

○中路委員 いま御説明いただきましたこの審議

され

たので、ただいま慎重に検討中でございますが、郵政省といたしましては、事業の業績などを勘案して関係当局といま協議の上、従来の慣行に従つ

て、先生おっしゃったとおり労使の自主的な交渉によって早期に解決を図りたいと考えております。

五十四年四月一日から施行ということになつておますが、事の性格上三年間の猶予期間を設けたお話ですので、これも確認しておきたいと思います。

あと二点ばかりで打ち止めにしたいのですが、相なつてゐるわけでございますが、私ども、規則に定めがあるから努力をしなくたつて国民の皆様方がそれに当然協力していただける、そういう安易な気持ちは決して持つてこなかつたわけでございます。

当該建築物の所有者や居住者あるいは自治会等にパンフレット、チラシなどを配布したばかり、自治会役員及び居住者等に対する説明会に出席するなどしまして、郵便受け箱の設置協力を要請してきたところでございます。

そこで、今日ただいまの状況がどうかというこ

とでございますが、実は五十七年の二月、つまり本年の二月の時点では棟数で三百二十二棟、配達個所数ということで三万七千カ所、これが三階以上にあるけれども集合受け箱がつけられていないと、いう状況でございましたが、その後も私も先ほど御説明いたしました立場でいろいろ御協力を要請してきたところでございまして、正確には申し上げかねるわけでございますが、三月三十一日になつてなおこのまま推移せんかという、まあ仮定になるわけでございますが、おおよそ全国で六十棟、約一万カ所が受け箱がつけられていな

い状態で三月三十一日を迎えるのではないか、こういうふうに私どもは見てゐるところでございまして、この間の話だけで助成を出して集合郵便箱をつくりまして各戸配達をやめているというところも出てきています。これらについて、経過と現状の概要を説明いただきたい。

○箕輪國務大臣 「委員長退席、愛野委員長代理着席」

○魚津政府委員 三階以上の高層ビルでの郵便についての法的な経緯というのは、ただいま先生のお話にあつたとおりでございます。

私ども、高層ビルの郵便の配達というのは、郵便の効率化あるいは合理化という点から、まして御協力を賜りたいということで、今回の問

題のきっかけになつてゐるのは、ただいま先生

の仰せのとおり五十三年十二月に改正をしまして

五十四年四月一日から施行ということになつてお

ますが、事の性格上三年間の猶予期間を設けた

たとえば一、二階に住んでいても二階建ての建物

だつたら二階まで各戸配達されるわけですが、三

階建て以上の建物ならば、設置されていない場合は二階に住んでいても局どめにするという差別も生まれるわけですし、仮に二階まで各戸配達をしたとしても、一・二階と三階以上の住民との間にいま言つたように差別が生まる、あるいは集合郵便箱のない、いま一万以上あるわけですから、そういう三階以上に住む住人が差出人の場合に、今は郵便物が返送されないで宙に浮くということも起きてきます。返送分だけは各戸配達するということになれば、発送分と返送分の間でまた差をつけるという問題も起きてくるという、考えますといろいろ矛盾も起きてくるわけですね。

郵便物については各戸配達を原則とすべきですが、業務の効率化ということを私たちも否定するものではありません。だが、いま集合郵便箱を活用する効率化に当たって、やはり関係住民の合意と納得のとにやつていかなきやならぬ。四月一日から実施をするということですが、それがまだできていないところについては、問答無用で局どめにするというやり方をとらないで、もう少し弾力的な対処を考えるべきではないか。

特にいまお話ししましたたとえば身体障害者や一人寝たきり老人というような場合もあるわけですから、この点の四月一日からの実施について、やはりサービス事業ですから、もう少し弾力的な対処をしていかなければ住民団体との間にトラブルも一層広がつてくるということにもなりますから、この点のお考え、いかがですか。

〔愛野委員長代理退席、委員長着席〕
○魚津政府委員 私ども基本的には、郵便事業の性格からして弾力的な対応というものを持ちながら対処していくかなくてはならぬというふうに思つております。したがいまして、具体的に申しますと、ただいま先生のお話にもございましたが、四月一日になつてなお各戸配達をするというのには、寝たきり老人でござりますとか重度身障者でござりますとか、要するに事実上受け箱までおいでになれないというような方、その他、受け持つところの集配郵便局長さんの判断でやはり各戸配

達をしなければならぬと認められる者につきましては、従前どおり、各戸配達ということは当然考へているところでございます。

問題は、そういうよなことでなくして、受け箱が設けられてないという中における四月一日といふものをどう考えるかということをごぞいます

が、私ども残された、もう三月も残りわずかになりますが、私ども残された、三月いっぱいは本当に詰をしてまいりたいと考えております。したがいまして、四月一日には受け箱がないけれども受け箱をつけていただけるという意思表示がございますとか、あるいは現に設置の作業をしておいでになる団地とか、そういうものは当然弾力的なこと

で対処していかなければならぬと思いますが、問題は、四月一日になりましても、いろいろなお立場からの理由はございましょうけれども、めどが立たないというところにつきましては、やはり規則に定める措置を講じていかなければならぬ、こ

ういうふうに考へているところでございます。
○中路委員 大臣、この問題はいまお聞きになつたような現状ですし、一般の新聞でも、高層団地の住民と郵政省の郵便箱戦争というようなことまで書かれているわけですが、やはりできるだけその住民の合意と納得の上で実施がしていくけるようになつて、まだ三月は日にもちもわざかありますし、ひとつ十分そういう点での努力をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○箕輪国務大臣 最後まで地域住民と一生懸命話しあつていくことについては異議がありません。
○中路委員あと一問だけ終わらたいと思いますが、それは中国の残留孤児の肉親探しの問題です。中国の残留孤児がいまなお相当の人数に上つてゐる。現在日本政府に肉親探しを申し出している殘留孤児だけで九百十二人に上つてゐるわけですが、残り孤児がどれくらいいるのか、まだ正確に把握もできない状態ですね、数千人から一万人とも言われておりますが。

先日来訪されて肉親探しをされたわけですが、会えない人たちも相当いた。政府、各機関ともこ

の点に非常に協力が必要なわけですが、この点で先日郵政大臣が、十日だつたですか、NHKや民放各社に行かれて協力を要請され、放送各社側も、特にテレビの果たす役割りが大きいわけなのでこの点で協力を約束されたということを報道で見ましたけれども、この実現のためにいろいろ解決しなければいけない問題があると思います。たとえば、テレビを活用する際の要綱もつくるなければなりませんし、政府の各省間の連絡の体制も整備しなければならないだろうと思ひます。何よりも中国側の協力の取りつけが必要だし、テレビ中継の技術的な問題もあると思いますが、郵政省のこの点についてのお考へをお聞きしたいと思ひます。

○箕輪国務大臣 私は、最近のテレビを見て最も感動を受けた、何といつてもやはり事実にまさるドラマはないのであります。人がつくったドラマよりも本当の、眞実のドラマに私は感動を覚えたわけでございます。

あるテレビ放送会社の技術担当の人と話をしましたら、中国にテレビ機材を持ち込んで、そして二元放送することも技術的には可能であるというお話を聞きました。そこで開議で発言をいたしました。そういう方法も技術的には可能であると言ふわれているということでお話を申し上げましたところ、厚生大臣、外務大臣、法務大臣等から発言がありまして、これはぜひともやるべきだというお話をなりました。総理大臣も非常に関心を示されて、ぜひこれは検討してみてくれということになりました。

なつたわけであります。
翌日、NHKの坂本会長並びに民放五社の社長さん方においでをいただきまして、私からこう申し上げたわけであります。郵政大臣といえどもテレビの番組編成等については発言、介入できないことになつております。それを踏まえて、決して番組の編成等に入れる意思はございませんけれども、事は人道上の問題ですが、技術的にできる限りお詫びいたしまして、本案は原案の採決いたしました。

○石井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
○石井委員長 これより討論に入るのあります
が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。
○石井委員長 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○石井委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
○石井委員長 ただし、いま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任お詫びいたします。

○石井委員長 ただし、いま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

ん方も、ぜひともそれはやるべきだ、自分たちも経済的な問題は度外視しても御協力申し上げて結構だという発言まであつたわけであります。それに、厚生大臣の私的諮問機関として中国残留孤児問題懇談会という諮問機関をおつくりになるそ

うでございます。そこで、懇談会のメンバーとしてマスコミ、報道関係の人も一緒に入れて御協議申し上げたい協議の結果どうやってどうするとできるところはまだ決まっておりません、おりませんけれども、郵政省としては、厚生大臣の諮問機関がどういう結論を出すか、それによって御協力の範囲についてお考へをお聞きしたいと思ひます。

このことはまだ決まっておりません、おりませんけれども、郵政省としては、厚生大臣の諮問機関がどういう結論を出すか、それによって御協力の範囲についてお考へしているところでございます。

〔報告書は附録に掲載〕

○石井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

郵政省設置法の一部を改正する法律案	郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。	郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改める。	1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。（情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正）
郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。（情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正）	郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。（情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正）	郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。（情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正）	2 情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改める。
第三条第三項中「あたつて」を「当たつて」に改める。（郵政審議会）を「電気通信審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。）	第三条第三項中「あたつて」を「当たつて」に改める。（郵政審議会）を「電気通信審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。）	第三条第三項中「あたつて」を「当たつて」に改める。（郵政審議会）を「電気通信審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四十四号）の一部を次のように改正する。）	3 業務（第十二条～第十八条）（有線放送審議会）（第十九条～第二十三条）を「第五章」に改める。
目次中「第四章 有線放送審議会（第十九条～第二十三条）」を「第三章 業務（第十二条～第十四条）」に改める。（第五章）を「第五章」に改める。	目次中「第四章 有線放送審議会（第十九条～第二十三条）」を「第三章 業務（第十二条～第十四条）」に改める。（第五章）を「第五章」に改める。	目次中「第四章 有線放送審議会（第十九条～第二十三条）」を「第三章 業務（第十二条～第十四条）」に改める。（第五章）を「第五章」に改める。	4 第十九条から第二十三条まで削除
第五章「第五章 雜則」を「第四章 雜則」に改める。（電気通信審議会への諮問）	第五章「第五章 雜則」を「第四章 雜則」に改める。（電気通信審議会への諮問）	第五章「第五章 雜則」を「第四章 雜則」に改める。（電気通信審議会への諮問）	5 第二十六条の二 郵政大臣は、次の各号の一に該当する場合には、電気通信審議会に諮問しなければならない。ただし、電気通信審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
一 第三条第一項若しくは第十四条第一項の申請に対する処分又は第二十五条の規定による処分をしようとするとき。	一 第三条第一項若しくは第十四条第一項の申請に対する処分又は第二十五条の規定による処分をしようとするとき。	一 第三条第一項若しくは第十四条第一項の申請に対する処分又は第二十五条の規定による処分をしようとするとき。	6 第二十六条の二 郵政大臣は、次の各号の一に該当する場合には、電気通信審議会に諮問しなければならない。ただし、電気通信審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
二 第十三条第一項の規定による区域の指定をしようとするとき。	二 第十三条第一項の規定による区域の指定をしようとするとき。	二 第十三条第一項の規定による区域の指定をしようとするとき。	7 第二十六条の二 郵政大臣は、次の各号の一に該当する場合には、電気通信審議会に諮問しなければならない。ただし、電気通信審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。
三 第二十四条第二項又は第三項の規定により役務の料金の変更を命じようとするとき。	三 第二十四条第二項又は第三項の規定により役務の料金の変更を命じようとするとき。	三 第二十四条第二項又は第三項の規定により役務の料金の変更を命じようとするとき。	8 第二十六条の二 郵政大臣は、次の各号の一に該当する場合には、電気通信審議会に諮問しなければならない。ただし、電気通信審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

附 則

九条、第十条第二項、第十二条、第十三条第一項又は第二十九条の規定に基づく郵政省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。
〔第六章 罰則〕を〔第五章 罰則〕に改める。

電気通信の重要性の増大にかんがみ、電気通信行政の公平かつ能率的な運営を図るため、郵政審議会を改組し、及び有線放送審議会を廃止して、電気通信審議会を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年四月五日印刷

昭和五十七年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K